



平成27年度

火災保険・地震保険の概況

平成27年度

火災保険・地震保険の概況

平成28年（2016年）3月発行

発行 損害保険料率算出機構（損保料率機構）
総務企画部広報グループ

〒163-1029

東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー29F

TEL 03 (6758) 1300 (代表)

URL <http://www.giroj.or.jp/>



General Insurance Rating Organization of Japan

損害保険料率算出機構

はしがき

損害保険料率算出機構では、損害保険における保険料のもととなる保険料率（参考純率および基準料率）を算出し、会員である損害保険会社に提供しています。

本書は、火災保険・地震保険を対象に、統計数値などを用いて、その仕組みや一般的な補償内容、収支動向などを、既にご契約されている方、これからご契約をお考えの方などにお知らせするものです。

本書が、皆様に損害保険をご理解いただく一助になることを願っております。

なお、本書のエッセンスをまとめた簡易版として「これでナットク！損害保険のカカク」を別途発行しております。こちらをご覧ください。

平成28年3月

損害保険料率算出機構

損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは

損害保険料率算出機構（損保料率機構）は、損害保険料率算出団体に関する法律（料団法）に基づいて設立された団体（非営利の民間の法人）であり、損害保険会社を会員とする組織です※1 ※2。

当機構は、「損害保険業の健全な発達と保険契約者等の利益の保護」という社会的な使命を果たすため、主に以下の3つの業務に取り組んでいます。

自動車保険、火災保険、傷害保険、介護費用保険の参考純率および自賠責保険、地震保険の基準料率を算出し、会員保険会社に提供しています。

公正かつ適正に自賠責保険の保険金の支払いが行われるよう自賠責保険の損害調査を行っています。そのため、全国に自賠責損害調査事務所を設置しています。



※1 昭和23年（1948年）11月1日に、損害保険料率算出定會が設立され、昭和39年（1964年）1月8日に、自動車保険料率算出定會が、損害保険料率算出定會から分離・独立して設立されました。その後、平成14年（2002年）7月1日に両算出定會が統合し、当機構が業務を開始しました。
 ※2 損害保険会社は、当機構が参考純率や基準料率を算出する保険種類ごとに当機構に加入、脱退することができます。会員保険会社数は39社（平成28年3月1日現在）です。

当機構の概要は、ホームページ掲載の「損害保険料率算出機構 組織のご案内」をご参照ください。

目次

はしがき 1
 損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは 2
はじめに 損害保険とは 4

第Ⅰ部 すまいに関する保険の制度概要

1 すまいに関する保険の仕組み 6
 2 火災保険と地震保険
 1 火災保険の概要 8
 2 地震保険の概要 9

第Ⅱ部 火災保険

1 火災保険とは
 1 火災保険の保険約款10
 2 火災保険の補償内容11
 3 火災保険標準約款13
 2 火災保険の保険料率
 1 火災保険の保険料率の概要14
 2 火災保険の参考純率の算出18
 3 火災保険の参考純率の算出後の流れ20
 4 火災保険の参考純率の検証と改定21
 3 火災保険の現況
 1 保険料（収入）の状況22
 2 保険金（支払い）の状況23
トピックス
 1 地球温暖化による影響27

第Ⅲ部 地震保険

1 地震保険とは
 1 地震保険の保険約款28
 2 地震保険の補償内容29
 3 地震保険標準約款31
 2 地震保険の保険料率
 1 地震保険の保険料率の概要32
 2 地震保険の基準料率の算出36
 3 地震保険の基準料率の算出後の流れ38
 4 地震保険の基準料率の検証と改定39
 3 地震保険の現況
 1 保険料（収入）の状況40
 2 保険金（支払い）の状況42
トピックス
 2 新しい確率論的地震動予測地図の公表44
 3 地震保険基準料率改定の届出46

第Ⅳ部 すまいに関する保険関連の統計

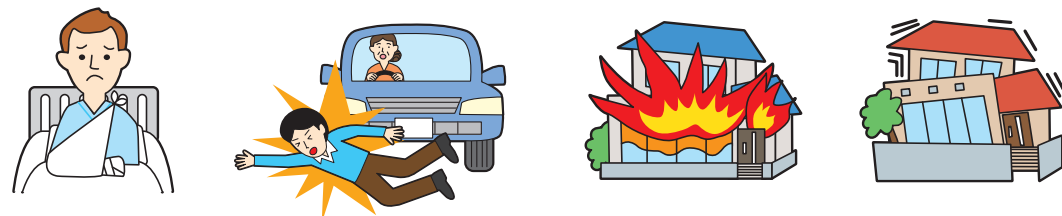
1 火災保険統計48
 2 地震保険統計54
 3 関連情報64

はじめに — 損害保険とは

1 保険の役割

保険は、多くの人がお金を出し合い、万が一のことが起こった場合に、出し合ったお金で助け合う制度です。

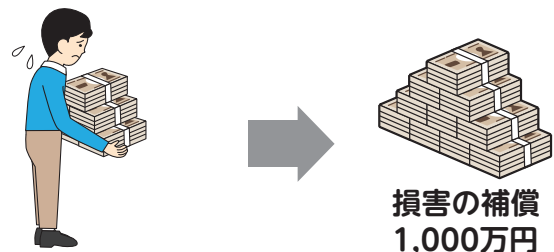
日常生活には、大ケガや重病、交通事故、火災、台風、地震、盗難など非常に多くの「万が一のこと」が潜んでいます。こうした「万が一のこと」は、健康管理や安全運転に心がけるなど、できるだけ回避するに越したことはありません。しかし、どれだけ気をつけていても「万が一のこと」が起きてしまう可能性があります。



例えば、「家が火事で焼けてしまう」ことが1万人に1人の確率で起こり、その損害が1,000万円であるとして、1万人のうちの誰がそのような災害に遭うのかわかりません。このような事態に備える方法として、次の2つが考えられます。

貯蓄

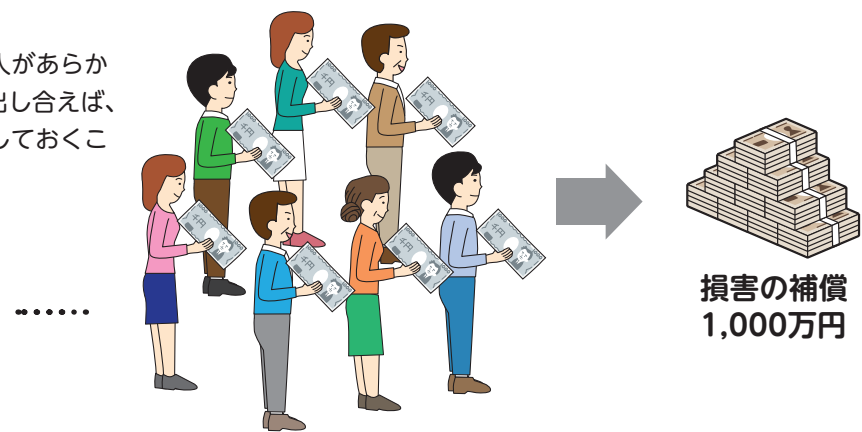
1万人の人が皆それぞれに、1,000万円を用意しておく必要があります。



損害の補償
1,000万円

保険

例えば1万人の人があらかじめ1,000円ずつ出し合えば、1,000万円を用意しておくことができます。



損害の補償
1,000万円

このように保険は、保険契約者一人一人が少しずつお金を出し合い、「万が一のこと」が起こった場合に出し合ったお金で助け合う制度で、少ない負担で大きな安心を得ることができます。

2 保険の分類

保険には、公営のものと民営のものがあり、それぞれ大きく分けて損害保険と生命保険があります。

保険には、その運営主体によって公営保険と民営保険があります。公営保険は、政府などの公的機関が社会政策や経済政策など公共政策上の目的を達成するために運営している保険であり、国民健康保険や国民年金、雇用保険などがあります。民営保険は、民間の保険会社が販売している保険です*。

また、保険には、備える「万が一のこと」の種類によって大きく分けて損害保険と生命保険があります。損害保険は交通事故や火災など偶然の事故に、生命保険は人の死亡などに、それぞれ備えるものです。

*民営保険に該当する保険であっても、自動車損害賠償責任保険は自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている保険であり、地震保険は地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として法令で定められた損害を補償する保険であるなど、社会政策的な側面をもつ保険もあります。

3 損害保険の種類

民間の保険会社が販売している損害保険には、くるまに関する保険、すまいに関する保険、からだに関する保険など、さまざまな種類があります。

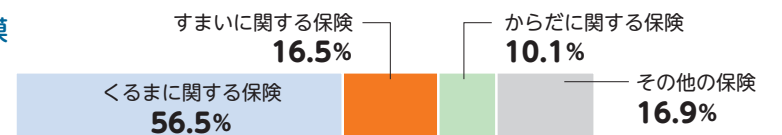
■損害保険の商品の例

くるまに関する保険	自動車損害賠償責任保険 (自賠責保険)	法律で契約が義務付けられている保険で、自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、一定の限度額まで保険金が支払われます。
	自動車保険	自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険から支払われる額の超過部分に対して保険金が支払われるほか、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合、自身・搭乗者が死傷した場合または自分の自動車に損害を被った場合に保険金が支払われます。
すまいに関する保険	火災保険	火災をはじめ、落雷や破裂・爆発、風災、雪災、盗難などにより、建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます (事務所や工場なども含みます)。
	地震保険	地震や噴火またはこれらによる津波により、居住用建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。
からだに関する保険	傷害保険	日常生活の事故などによって死傷した場合に保険金が支払われます。
	医療保険	ケガや病気によって入院した場合や手術を受けた場合に保険金が支払われます。
その他の保険	個人賠償責任保険	日常生活の事故によって他人を死傷させたり、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。
	所得補償保険	ケガや病気などによって働けなくなった場合に保険金が支払われます。
	海上保険	航海中に沈没、転覆、座礁などにより、船舶や積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。
	運送保険	陸上輸送や航空輸送などの最中に衝突、脱線、墜落などにより、積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。

memo

損害保険会社のマーケット規模

平成26年度の元受正味収入保険料は約8兆8,687億円です。その内訳は右のとおりです。



*[平成27年版 インシュアランス損害保険統計号] (株式会社 保険研究所) より作成。

1 すまいに関する保険の仕組み

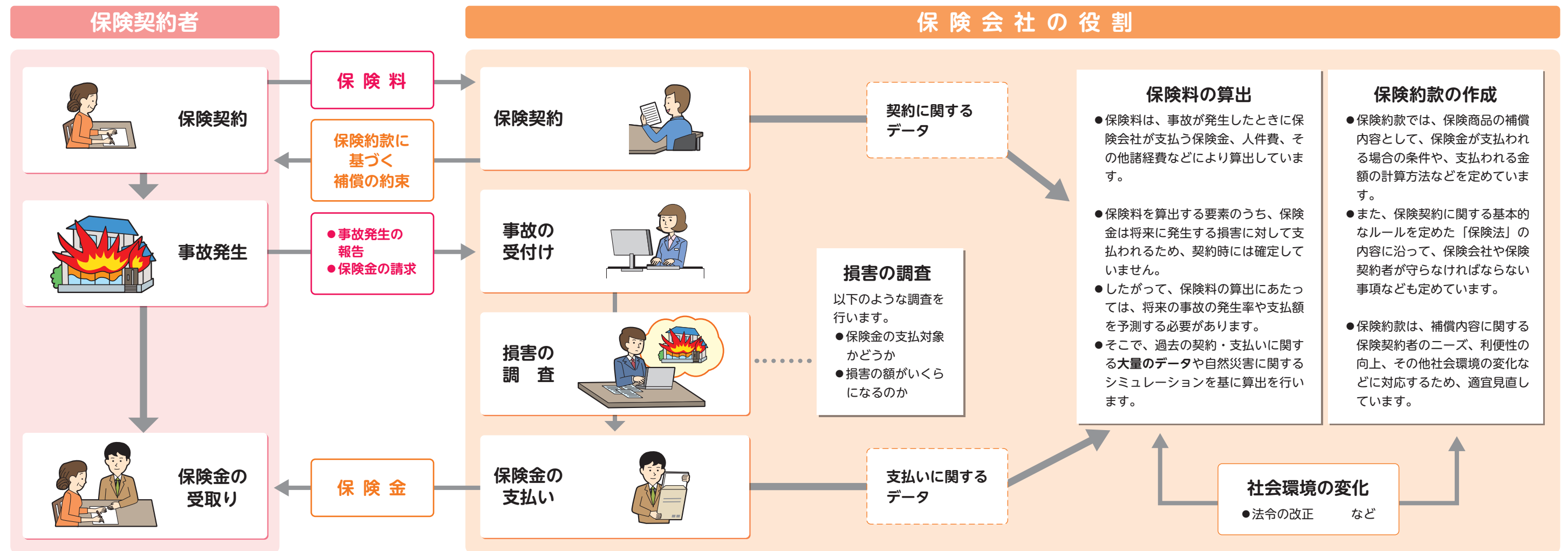
保険契約者は、補償内容などを定めた「保険約款」に基づいて保険会社と契約を行い、「保険料」を支払うことにより、将来事故が発生したときの補償を得ることができます。

「保険料」は過去の契約・支払いに関するデータや自然災害に関するシミュレーション※などにより算出しており、「保険約款」は補償内容に関する保険契約者のニーズや社会環境の変化などを踏まえて適宜見直しています（以下では、火災保険を例に説明します）。

※自然災害に関するシミュレーションについては第Ⅱ部 2 (2) MEMO 自然災害に関するシミュレーション（P19）を参照してください。

▶ 火災保険・地震保険の詳細はこちらに記載しています。

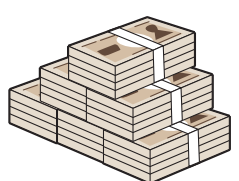
	保険料の算出	保険約款の作成
火災保険	第Ⅱ部 2 火災保険の保険料率 P14～	第Ⅱ部 1 火災保険とは P10～
地震保険	第Ⅲ部 2 地震保険の保険料率 P32～	第Ⅲ部 1 地震保険とは P28～



memo 保険料と保険金の違いは？

保険料とは、将来事故が発生したときの補償を得るために、保険契約者が保険会社に支払うお金をいいます。

保険金とは、事故により損害が発生したときに、保険会社が支払うお金をいいます。



memo なぜ大量のデータを用いるの？

例えば、サイコロを振る回数を何千回、何万回と増やしていくほど、それぞれの目が出る割合は6分の1に近づいていきます。このように、一見偶然に見える事象であっても、データを大量に収集することによって、その事象がある一定の法則をもって発生していることがわかります。

これを「大数の法則」といい、事故が発生する確率や支払われる保険金を算出する際には、この法則を十分に機能させるため、大量のデータを用いています。



2 火災保険と地震保険

すまいに関する保険には、「火災保険」と「地震保険」があります。

火災保険

火災をはじめ、落雷や破裂・爆発、風災、雪災、盗難などにより、建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。

地震保険

地震や噴火、またはこれらによる津波により、居住用建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。

地震や噴火、またはこれらによる津波による損害については、火災保険では補償されません。

1 火災保険の概要

建物や家財を対象とする一般的な火災保険では、例えば、次の事故による損害が補償されます（実際の補償内容は、各保険会社が販売している保険の内容や契約者の方が選択される内容によって異なります）。



火災



落雷



破裂・爆発



風災



雪災・ひょう災



水濡れ



水災



盗難

など

➡ 詳細は、第 II 部 火災保険 (P10) をご参照ください。

2 地震保険の概要

地震保険は、火災保険で補償されない「地震や噴火またはこれらによる津波による損害」を補償する保険で、次の特徴があります。



地震



噴火



地震・噴火による津波

■地震保険の特徴

火災保険とあわせて契約

- 火災保険の契約をする場合、原則として、同時に地震保険も契約することになります。なお、地震保険の契約をしない場合は、その旨を申込書に記載することで、地震保険は契約しなくても大丈夫です。
- 火災保険の契約時に地震保険の契約をしなくても、火災保険の保険期間の途中で契約することができます。
- ただし、火災保険の契約をせずに、地震保険のみを契約することはできません。

政府による「再保険」

- 地震保険は、民間企業である保険会社では大規模な地震による巨額な損害を補償しきれないため、政府が主として補償する仕組みになっています。

➡ 詳細は、第 III 部 3-2 MEMO 政府による再保険 (P43) をご参照ください。



➡ 詳細は、第 III 部 地震保険 (P28) をご参照ください。

1 火災保険とは

火災保険は各保険会社が独自に商品開発を行っているため、保険約款の内容は各保険会社によって異なります。



※一般的な火災保険契約に関する説明には **←一般的な火災保険契約** と記載し、火災保険参考純率に関する説明には **←火災保険参考純率** と記載しています。

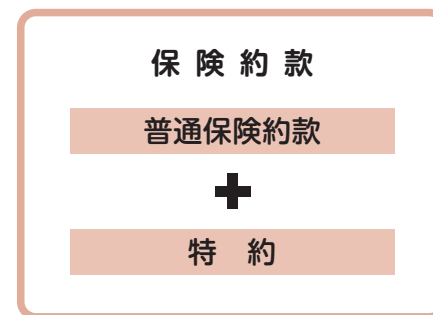
1 火災保険の保険約款

火災保険の契約において使用される保険約款では、火災保険の補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています（以下、住宅向けの火災保険について説明します）。

←一般的な火災保険契約

■保険約款の構成

火災保険の約款には、基本となる補償内容や契約の手続きに関することを定めた普通保険約款と、オプションとなる補償内容など普通保険約款の内容に追加・変更を行う特約があります。



2 火災保険の補償内容

以下では、火災保険の一般的な補償内容を説明していますが、実際の補償内容は各保険会社が販売している保険の内容や契約者の方が選択される内容によって異なります。

※建物と家財の両方とも火災保険を契約している場合を例に説明します。

(1) 保険金が支払われる場合

←一般的な火災保険契約

建物や家財を対象とする火災保険では、一般的に以下の事故によって生じた損害に対して保険金が支払われます。

■火災、落雷、破裂・爆発

- 家が火事にあった場合
- 雷が落ちてテレビ、電子レンジなどの家財が壊れた場合
- ガス漏れによって爆発が起きた場合

など



■自然災害

- 台風や竜巻で屋根が飛ばされた場合
- ひょうが降って屋根に穴が開いた場合
- 豪雪によって建物が壊れた場合
- 豪雨による洪水で家が床上まで浸水した場合

など



■その他

- 建物内のテレビ、電子レンジなど家財が盗まれた場合
- 水道管から水が漏れ、床が水浸しになった場合
- 建物に自動車が飛び込んで来た場合
- デモに伴う暴力行為により、建物が破壊された場合
- 掃除中に誤って窓ガラスを割ってしまった場合

など



前記の事故のほか、次の費用に対しても保険金が支払われます。

臨時費用保険金

家が燃えてしまった時などに臨時に発生する諸費用（宿泊費、交通費等）

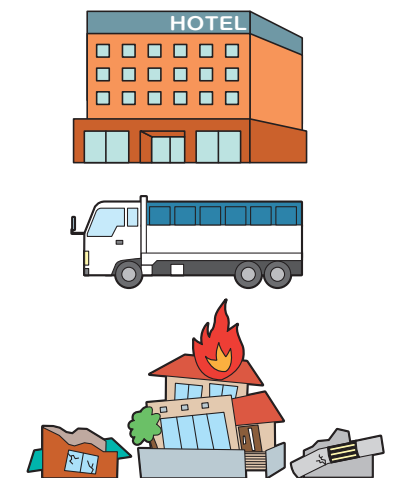
残存物取片づけ費用保険金

火災などにより損害を被った際に、焼け跡に残ったものの処分にかかる費用

地震火災費用保険金

地震による火災で家が燃えてしまった時などに発生する臨時の費用（地震保険から支払われる保険金とは異なります）

など





(2) 支払われる保険金の額

←一般的な火災保険契約

契約時に決めた方法にしたがって算定された損害の額が保険金として支払われます。ただし、契約時に免責金額を設定していた場合には、損害の額から免責金額を差し引いた額が支払われます。

損害の額の決め方は以下の2通りがありますが、現在は『再調達価額』をもとに決める方法が一般的です。

■損害の額の決め方

『再調達価額』をもとに決める方法	損害が生じた物を再築または再取得するのに必要な金額をもとに決める方法です。この方法の場合、建物が全焼してしまったときなどは、支払われた保険金で同じ建物を建てることも可能です。	
『時価額』をもとに決める方法	損害が生じた時点の物の価値をもとに決める方法です。この方法の場合、建物が全焼してしまったときなどは、支払われた保険金だけでは同じ建物を建て直したり買い替えたりすることができない可能性があります。ただし、その分保険料は安くなります。	

■免責金額の設定

免責金額とは、保険金を受け取る方が負担する金額のことです。一定額の損害であれば貯蓄で対処するため、一定額以上の場合のみ保険で補償してほしいと考えるときなどには、免責金額を設定することにより、支払われる保険金の額は少なくなりますが、保険料を安くすることができます。

例えば、火災により100万円の損害が生じた場合、あらかじめ免責金額を1万円と設定していたときは、99万円が保険金として支払われます。

(3) 保険金が支払われない場合

←一般的な火災保険契約

次の場合には、保険金は支払われません。

<p>保険契約者などの故意・重大な過失によって損害が生じた場合 (自宅への放火など)</p> 	<p>戦争・外国の武力行使によって損害が生じた場合</p> 	<p>地震・噴火またはこれらによる津波によって損害が生じた場合</p>  <p>※地震保険の契約をする場合は補償されます。</p> <p>➡ 詳細は、第Ⅲ部 地震保険 (P28) をご参照ください。</p>
--	---	---

など

3 火災保険標準約款

当機構で作成する保険約款を標準約款といいます。

←火災保険参考純率

当機構では、火災保険の参考純率を算出していますが、その算出にあたっては、契約内容や補償内容が確定していることが必要となるため、算出の前提となる補償内容などを別途定めています。これを保険約款という形で示したものを火災保険標準約款といい、参考資料として、保険会社に提供しています。

2 火災保険の保険料率

火災保険の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合を表します。

1 火災保険の保険料率の概要

(1) 火災保険の保険料率

←一般的な火災保険契約

火災保険の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合を表し、保険料は保険金額に比例します。例えば、保険料率が0.003であった場合、保険金額を1,000万円に契約すると、保険料は3万円 (=1,000万円×0.003) となり、保険金額を2,000万円に契約すると、保険料は6万円となります。

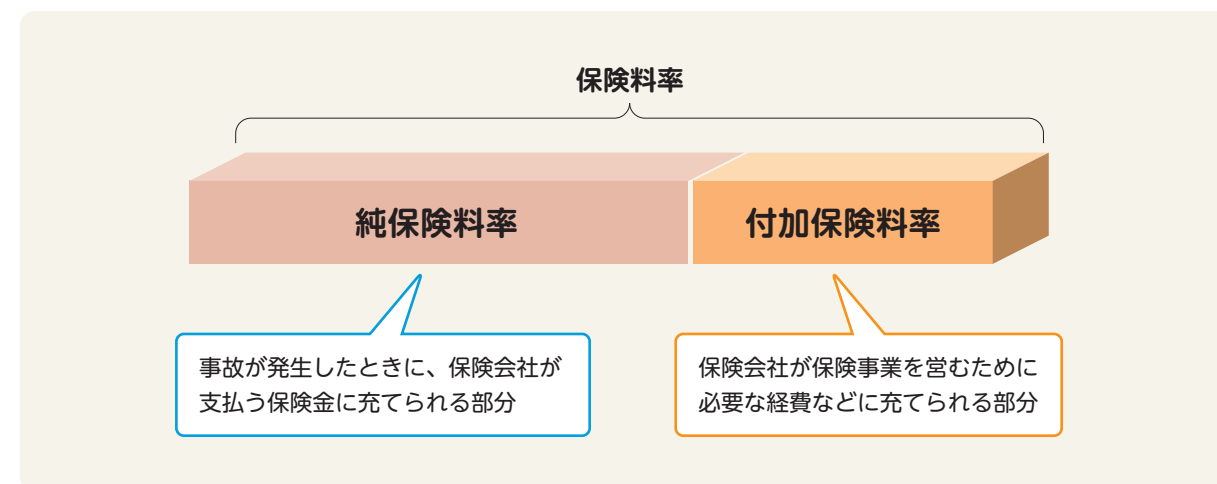
保険契約者が支払う火災保険料は、建物の構造や所在地などの料率区分に応じたものとなっています。なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

➡ 料率区分の詳細は、(4)火災保険の料率区分 (P16) をご参照ください。

保険金額とは？

支払われる保険金の上限額をいい、契約時に定めます。例えば、実際の損害額が1,200万円であったとしても、保険金額が1,000万円であれば、最終的に支払われる保険金は1,000万円となります。

■ 保険料率の構成



memo

保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「参考純率」との関係

- 「参考純率」とは、料率算出団体が算出する「純保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量のデータを基に火災保険の「参考純率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」を算出する際の基礎として、「参考純率」を使用することができます。
- 付加保険料率部分については、保険会社が独自に算出します。

(2) 保険料率の3つの原則

←一般的な火災保険契約

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。参考純率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。参考純率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです。

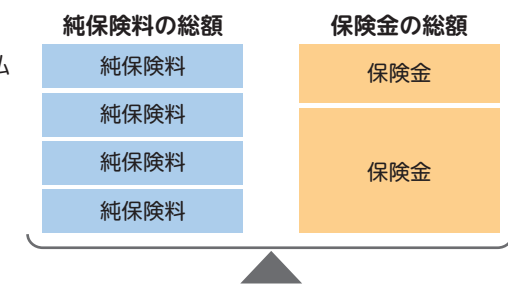
<p>合理的</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、客観性があり、かつ、精度の高い十分な量のものであること。 ● 算出が、保険数理に基づく方法であること。 	<p>妥当</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 将来の保険金の支払いにあてられることが見込まれる純保険料率として、過不足が生じないと認められるものであること。 	<p>不当に差別的でない</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 危険の区分や水準が、実態的な危険の格差に基づき適切に設定されていること。
---	---	---

memo

「保険料率の3つの原則」の背景には、以下の保険料と保険金の間に成り立つ原則が存在します。

収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくする必要があります。これを「収支相等の原則」といいます。

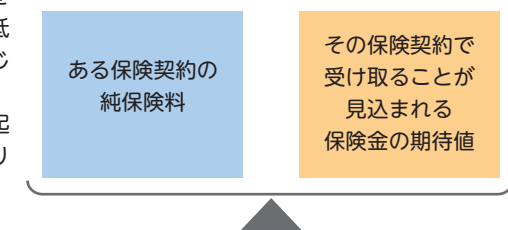


個々の契約について見ると…

給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を低くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定することが必要です。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。


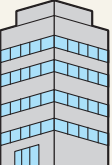
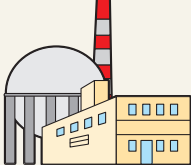
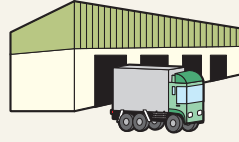


(3) 参考純率を算出している火災保険の種類

← 火災保険参考純率

当機構では、住宅物件、一般物件、工場物件、倉庫物件の4物件に区分して、火災保険の参考純率を算出しています。

■ 火災保険参考純率における物件種別

 <p>住宅物件 住居としてのみ使用する建物です。</p>	 <p>一般物件 例えば、オフィスビルや学校など、住宅物件・工場物件・倉庫物件のいずれにも該当しないものです。</p>	 <p>工場物件 例えば、食料品製造工場や化学工場など、動力や電力を大量に使用し製品の製造・加工などを主として行う建物です。</p>	 <p>倉庫物件 倉庫業者が顧客から預かった物品を保管するための建物です。</p>
---	---	---	---

以下、特段記載のない限り一番身近な住宅物件の火災保険について説明します。

(4) 火災保険の料率区分

← 火災保険参考純率

火災保険においては、保険契約者が負担する保険料が、建物の構造や建物の所在地など個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。




以下では、参考純率における火災保険の料率区分について説明していますが、保険会社に参考純率の使用義務はないため、実際の料率区分は保険会社により異なります。

したがって、ご自身の契約に適用されている料率に関する詳細な情報は、保険証券をご確認のうえ、保険会社にお問い合わせください。

① 建物の構造

建物の造りや耐火性能などが異なると、火災が起きたときの燃え広がりに差が生じるなど被害の程度や壊れやすさのリスクが異なります。このため、参考純率では建物を、建築基準法等で定める建物の種類および耐火性能により区分することで、こうした違いを純保険料率に反映させています。

■ 火災保険参考純率における建物の種類

M構造		耐火建築物の共同住宅（例えば、コンクリート造のマンションなど）	リスクが低い 保険料が安い
T構造		耐火建築物の専用住宅（建物を店舗などで使用していないもの）や準耐火建築物・省令準耐火建物（例えば、鉄骨造）	
H構造		M構造・T構造のいずれにも該当しない建物（例えば、木造）	

比較差※ 3.54～7.75倍

※比較差は最も料率が高い構造と低い構造を比較したものです。なお、この比較差は建物の所在する都道府県によって異なります。

② 建物の所在地

台風や雪といった自然災害が発生する頻度や被害の程度、建物密集度による延焼リスクなどは、地域により異なります。このため、参考純率では建物所在地を都道府県別に区分することで、こうした違いを純保険料率に反映させています。

■ 火災保険参考純率における建物の所在地による区分



雪
リスク

台風
リスク

都道府県による較差※
1.21～2.60倍


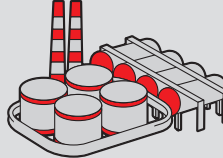
※較差は最も料率が高い都道府県と低い都道府県を比較したものです。なお、この較差は建物の構造によって異なります。

memo

事業者向け建物の用途による区分

一般物件、工場物件、倉庫物件の中で事業者向けの建物は、火災リスクが比較的少ないと考えられる事務所から、火災リスクが高いと考えられる石油製品製造業に至るまで多岐にわたります。そのため、建物の中の作業内容やその工程によって、火災や爆発といった事故が発生する頻度や、その結果生じる損害の程度が異なることから、建物の用途により区分を行っています。

■ 火災保険参考純率における建物の用途

火災リスクが比較的少ないと考えられる事務所		リスクが低い 保険料が安い
火災リスクが高いと考えられる石油製品製造業		リスクが高い 保険料が高い

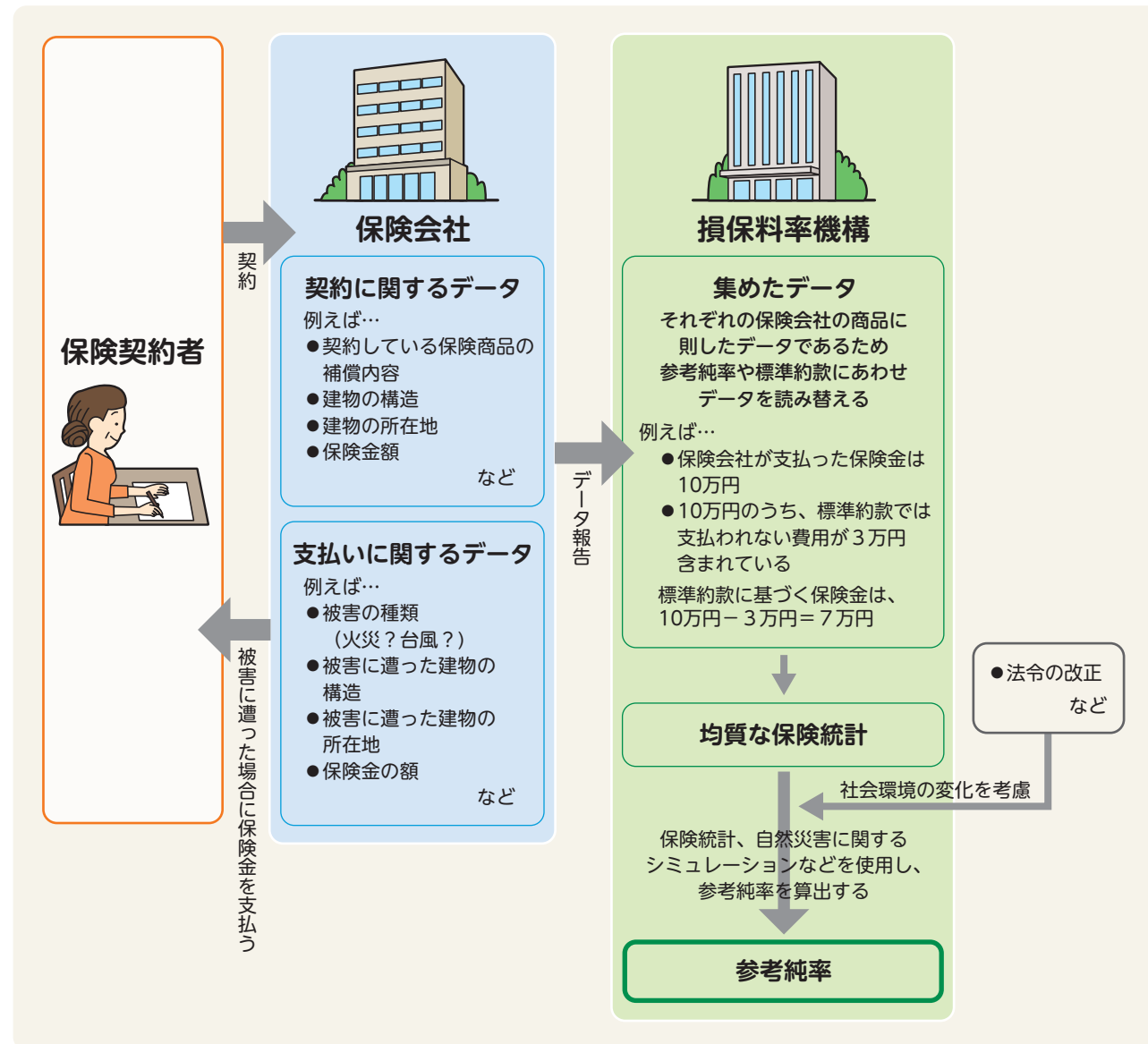
2 火災保険の参考純率の算出

(1) 統計データの収集から参考純率算出への流れ

← 火災保険参考純率

当機構では保険会社から報告された契約・支払いに関する大量のデータを基に均質な保険統計を作成し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、科学的・工学的手法や保険数理などの合理的な手法を用いて参考純率の算出を行います。

■ 統計データの収集から火災保険参考純率の算出への流れ



memo 社会環境の変化の考慮

火災保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、保険統計以外の統計などを用いて、社会環境の変化についても考慮しています。

また、法令の改正 (例: 消費税率の引上げ) に伴って、火災保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。

(2) 火災保険参考純率の算出方法

← 火災保険参考純率

参考純率は、保険金の総額を保険金額の総額で除すことにより算出します。

参考純率は、料率算出団体が算出する純保険料率のことですが、純保険料率は、保険料率のうち、保険金の支払いにあてられる部分の保険料 (= 純保険料) の保険金額に対する割合をいいます。

➤ 純保険料率の詳細は、1 (1) 火災保険の保険料率 (P14) をご参照ください。

これを式で表すと、

$$\text{純保険料率} = \frac{\text{必要と見込まれる純保険料の総額}}{\text{保険金額の総額}} \text{ となります。}$$

なお、純保険料は収支相等の原則に従う必要があることから、必要と見込まれる純保険料の総額は保険金の総額と等しくなるよう算出する必要があります。

➤ 収支相等の原則の詳細は、1 (2) 保険料率の3つの原則 (P15) をご参照ください。

これを式で表すと、

$$\text{必要と見込まれる純保険料の総額} = \text{保険金の総額} \text{ となります。}$$

よって、

$$\text{純保険料率} = \frac{\text{保険金の総額}}{\text{保険金額の総額}} \text{ となります。}$$

このように、参考純率は、保険金の総額を保険金額の総額で除すことにより算出します。

保険金の総額は、火災などによる損害と台風などの自然災害でそれぞれ計算方法が異なります。例えば、火災などによる損害については過去の保険金を用います。台風などの自然災害による損害については、シミュレーションにより保険金を推定します。

memo

自然災害に関するシミュレーション

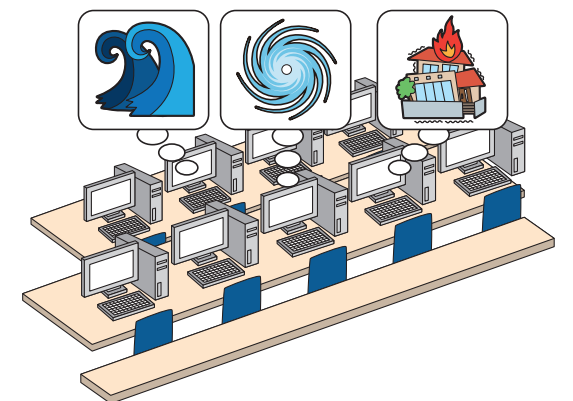
自然災害は、何十年に一度、何百年に一度という表現が用いられるように、同じ規模のものが発生するのは何十年・何百年も先であるような自然災害もあります。

しかしながら、何十年・何百年も昔の自然災害については必ずしも詳細なデータが残っているわけではないため、大数の法則による分析ができません。

そこで、台風の経路を再現したものを蓄積した気象庁のデータや、水害による被害状況を集計した国土交通省の統計などを参考にし、コンピュータ上で仮想の台風や水害を発生させます。

また、災害の強さと被害の関係性についても分析を行います。

そして、これらの分析をもとに、現在の契約データ (建物の構造や所在地など) からどの程度の被害が発生する可能性があるかシミュレーションを行った上で保険金を推定します。

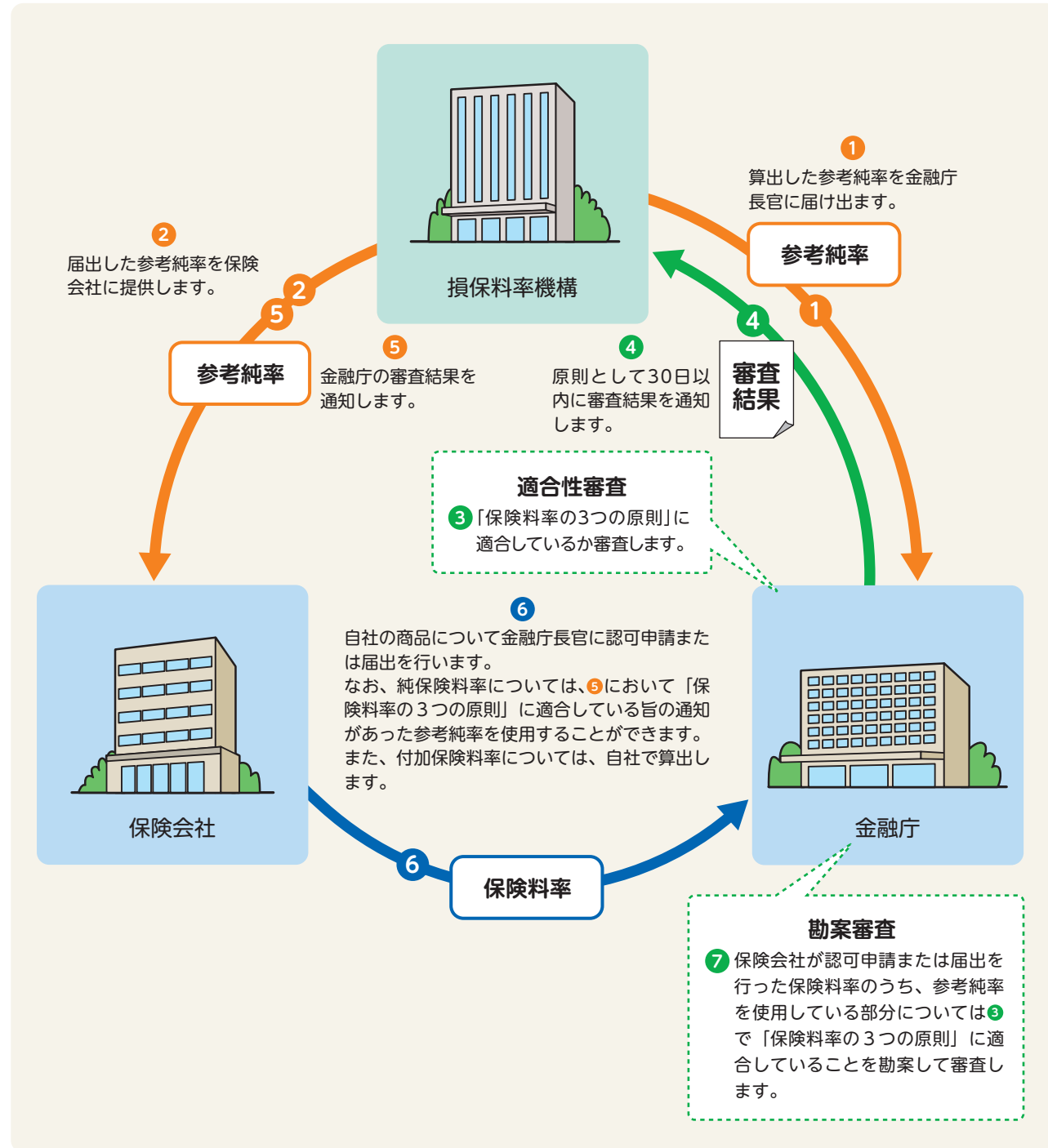


3 火災保険の参考純率の算出後の流れ

当機構は、算出した火災保険の参考純率を金融庁長官に届出を行い、参考純率が「保険料率の3つの原則」に適合していることについて審査を受けます。

← 火災保険参考純率

■火災保険参考純率の算出後の流れ



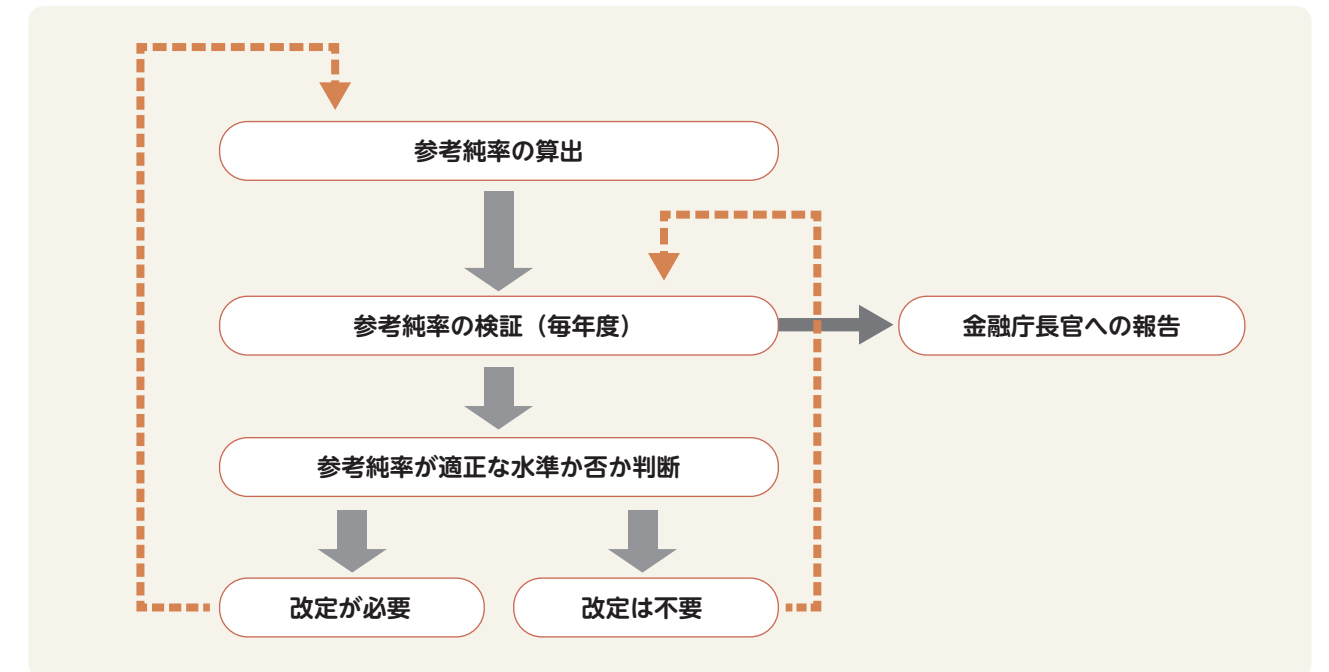
4 火災保険の参考純率の検証と改定

参考純率が適正な水準か毎年度チェックを行います。

← 火災保険参考純率

参考純率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、参考純率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、必要があれば参考純率を改定しています。

■火災保険参考純率の検証と改定の流れ



3 火災保険の現況

住宅物件の火災保険の保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について、説明します。

1 保険料（収入）の状況

火災保険の保険料は、契約件数のほか、契約される保険期間の長短などの影響を受けることにより変動しますが、近年は増加傾向で推移しています。

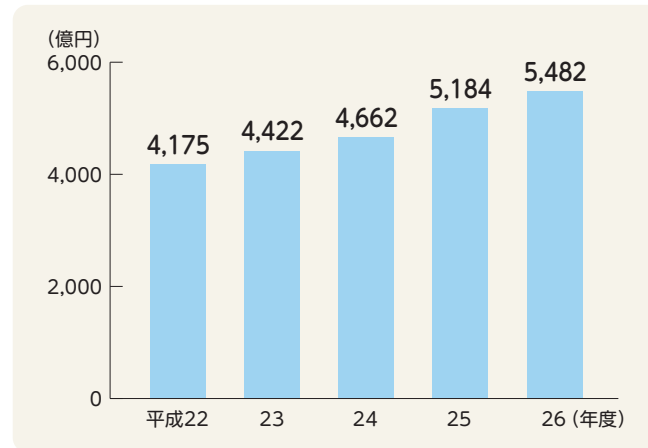
保険料

図1の「保険料」は、2火災保険の保険料率（P14）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について

保険料はリトン・ベシスの数値です。リトン・ベシスとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。

図1 保険料の推移



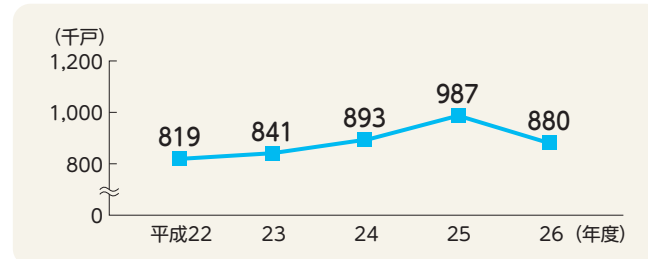
保険期間別契約件数の推移

火災保険の契約件数は、世帯数や新築住宅の動向などにより増減しますが、保険料については、契約される保険期間の長短の影響によっても変動します。

平成26年4月1日に消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、直前の平成25年度に住宅の駆け込み購入が相次いだことによる反動で、平成26年度には住宅着工戸数は減少しています。

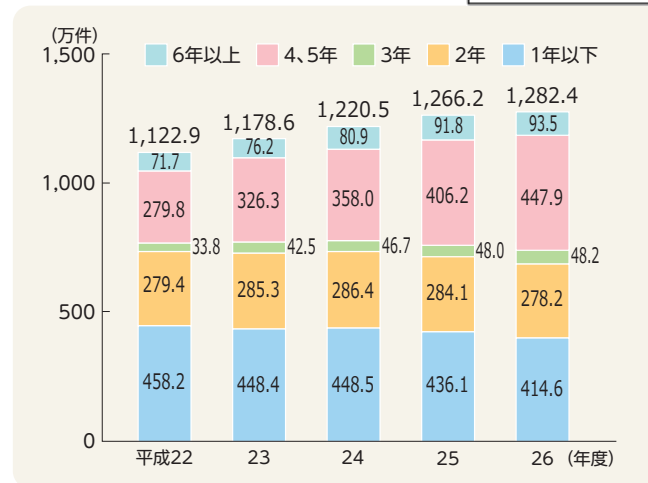
一方で、平成25年度に着工された住宅で引き渡しが平成26年度にずれ込んだものがあると考えられること、また、保険期間が3年を超える契約が引き続き増加したことから、平成26年度の保険料は増加しました。

図2 住宅着工戸数の推移



※「建築着工統計調査報告」（国土交通省）より作成。

図3 保険期間別新契約件数の推移 平成28年4月差替え



※「6年以上」には不明を含みます。

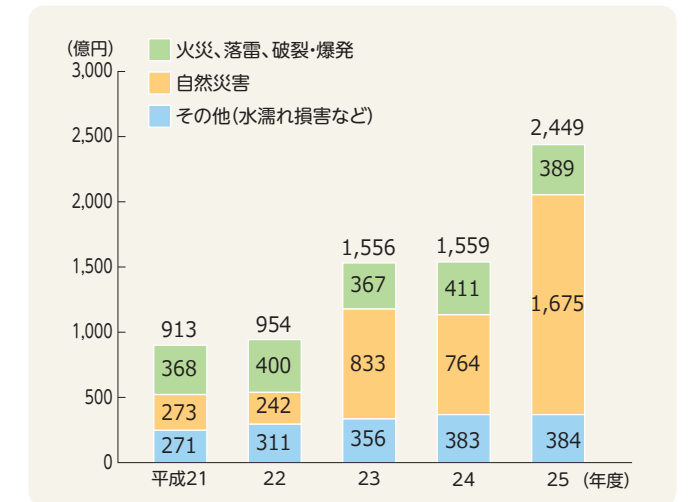
2 保険金（支払い）の状況

(1) 補償危険全体の傾向

補償危険ごとに増減の傾向は異なるものの、保険金は近年増加しています。

図4 保険金の推移

平成28年4月差替え



※インカード・ベシスによる数値です。

自然災害やその他（水濡れ損害など）による保険金の増加

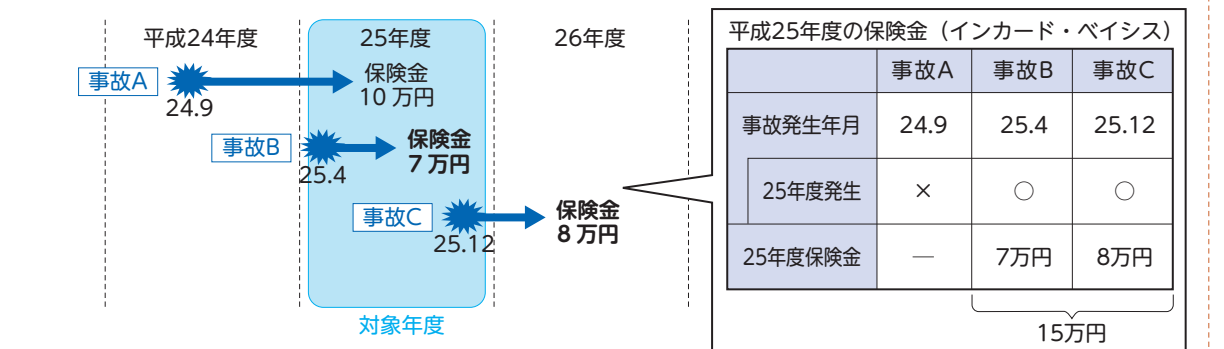
火災、落雷、破裂・爆発による保険金の支払いは年度により増減していますが、概ね横ばいで推移しています。他方、自然災害（風災・ひょう災、雪災、水災）やその他（盗難、水濡れ、物体の落下、破損・汚損など）による保険金の支払いは増加しています。

このため、火災保険全体の保険金は増加傾向で推移しています。

インカード・ベシスの保険金とは？

契約始期や保険金支払時期にかかわらず、対象年度に発生した事故に対する保険金のことで、本資料では当年度に支払った保険金だけでなく、翌年度に支払った保険金を含みます。

(例) 事故が3件（A・B・C）発生した場合の平成25年度の保険金（インカード・ベシス）

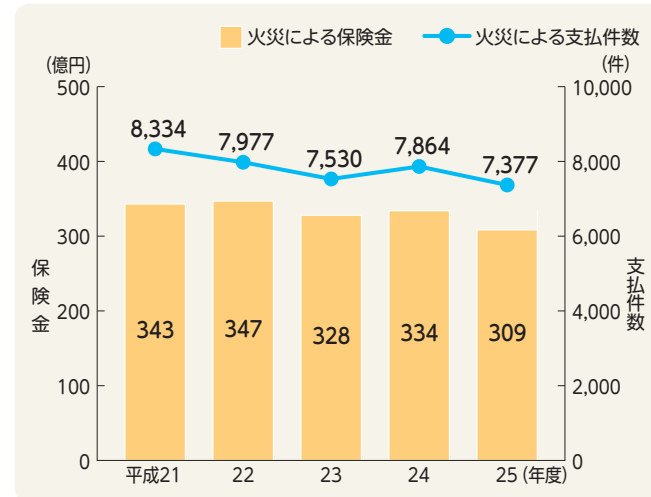


(2) 補償危険ごとの傾向

① 火災、落雷、破裂・爆発による支払状況

「火災、落雷、破裂・爆発」の保険金の大半を占める「火災」による支払いは、住宅火災の発生件数そのものが減少していることもあり、概ね減少傾向で推移しています。

図5 火災による支払状況

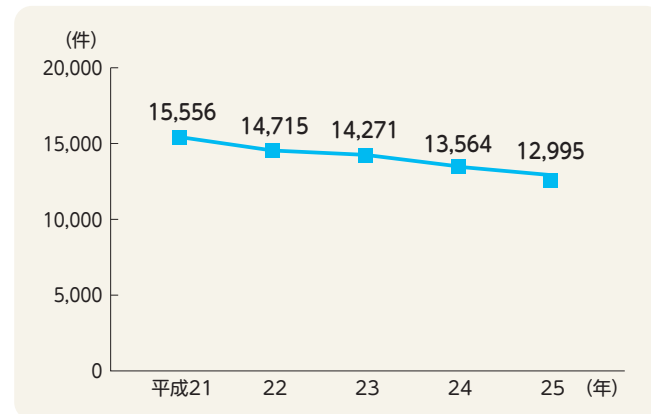


※インカード・ベイスによる数値です。

住宅火災の減少

消防法、建築基準法などによる規制が進められてきた結果、建物の不燃化、消火・防火設備の普及および地方自治体の消防力の強化等が進み、住宅火災の発生件数は年々減少しています。それに伴い火災による保険金も減少したものと考えられます。

図6 住宅火災の発生件数



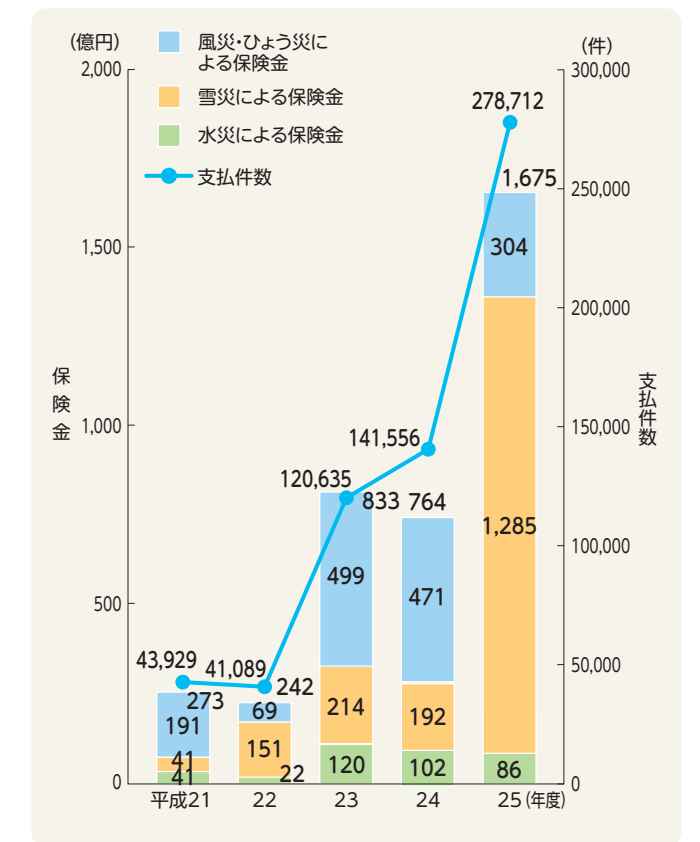
※「消防白書」(総務省消防庁)の「一般住宅」と「共同住宅」の出火件数を集計しています。

② 自然災害による支払状況

自然災害による保険金の支払いは、災害の発生回数や規模により、多い年もあれば、少ない年もあるという特性があります。

平成23年度以降は、台風や豪雪などによる被害が大きかったことが保険金の支払いの増加に大きく影響しています。

図7 自然災害による支払状況



※インカード・ベイスによる数値です。

自然災害による保険金

① 雪災による保険金

平成22～25年度の冬季は、いわゆる「豪雪」に見舞われた地域があり、保険金も増加しています。この間に豪雪の被害が大きかった地域は以下のとおりです。

平成22年度	北陸、山陰
平成23年度	北海道、東北
平成24年度	東北
平成25年度	関東・甲信

② 風災・ひょう災による保険金

平成23～25年度は台風や低気圧による風災の被害が大きく、保険金も大幅に増加しています。

平成23年度	台風15号
平成24年度	低気圧による暴風(いわゆる爆弾低気圧)、台風4号、台風17号
平成25年度	台風18号、台風26号

風災(台風)、水災の参考純率の算出方法について

自然災害のうち特に広域に多額の被害をもたらす可能性が高い風災(台風)や水災については、現在の契約データからどの程度の被害が発生する可能性があるかシミュレーションを行い、参考純率を算出します。

(2) (1) 統計データの収集から参考純率算出への流れ P18参照

したがって、台風による被害が少なかったり、反対に、発生頻度が何十年に一度、何百年に一度の台風が襲来して、多額の保険金が支払われたとしても、それがそのまま参考純率に反映されるわけではありません。

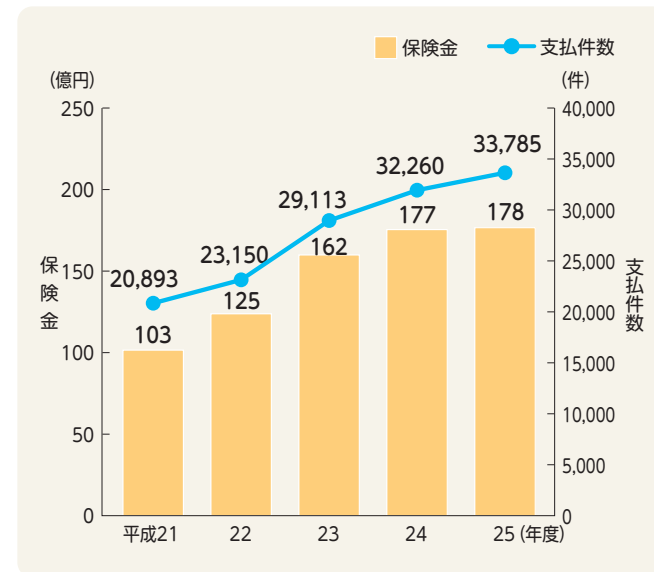
③ その他（水濡れ損害など）による支払状況

水濡れ損害とは、例えば水道管から水が漏れ、床が水浸しになった際の損害ですが、近年、一貫して保険金が増加しています。

ここ数年、寒冷地の冬季の最低気温が低い傾向にあったことから、凍結による水道管破裂を原因とする水濡れ損害が増加しています。

また、老朽化が進んだ給排水設備により生じた漏水等も影響していると考えられます。

図8 水濡れ損害による支払状況

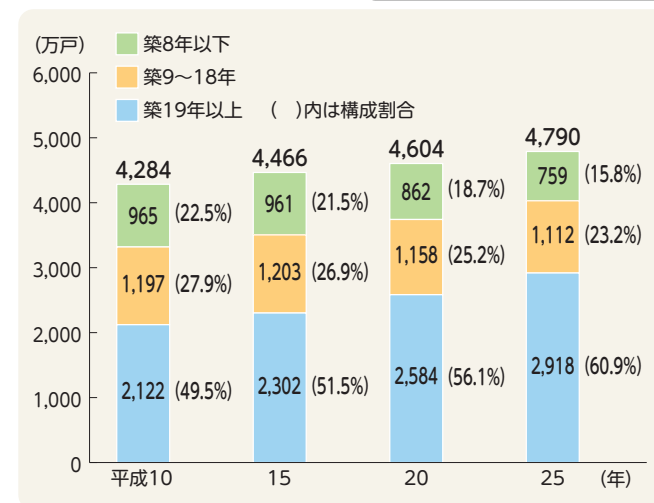


※インカード・ベースによる数値です。

建物の老朽化

建物が古くなるにつれて給排水設備の老朽化が進み、漏水等の事故が増えることが懸念されます。建築年数別の住宅戸数は、築19年以上の住宅は平成10年には2,122万戸でしたが、平成25年には2,918万戸に増加し、構成割合も60%を超えてきています。

図9 既存住宅戸数の推移 平成28年4月差替え



※1 「住宅・土地統計調査」(総務省)より作成。
 ※2 築年数不明を除いて集計しています。

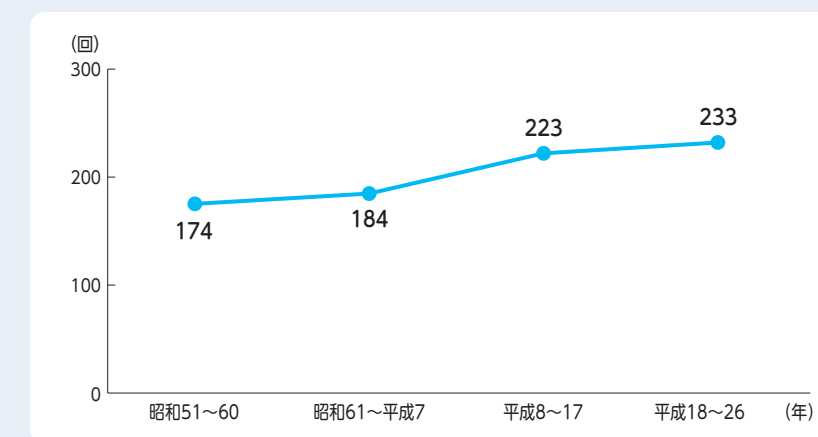
トピックス 1

地球温暖化による影響

近年、異常気象が増加しており、地球温暖化の影響が指摘されています。地球温暖化研究においては、降水量が増加し、強い台風も増加するといった研究結果もありますが、将来予測には不確実な側面が大きくなっています。

気象庁の資料※1によると、日本の年平均気温は明治31年以降、100年あたり約1.14℃の割合で上昇しており、これは、二酸化炭素(CO₂)などの排出量の増加がもたらす地球温暖化の影響に、数年から数十年程度で繰り返される自然変動の影響が重なったものとみられています。また、集中豪雨の年間観測回数についても、昭和51年から平成26年までのアメダス※2によると、増加傾向が明瞭に現れています。

図10 集中豪雨の年間観測回数の平均値



※気象庁ホームページをもとに作成。
 ※集中豪雨とは1時間降水量が50mm以上の大雨をいいます。

将来の気候の動向に関しては、21世紀の終わり頃には、北西太平洋で発生するスーパー台風(最大地上風速67m/s以上の台風)が現在の4倍に増加すると予測する研究結果※3や、大河川の洪水リスクが1.8~4.4倍程度になると予測する研究結果※4も公表されています。

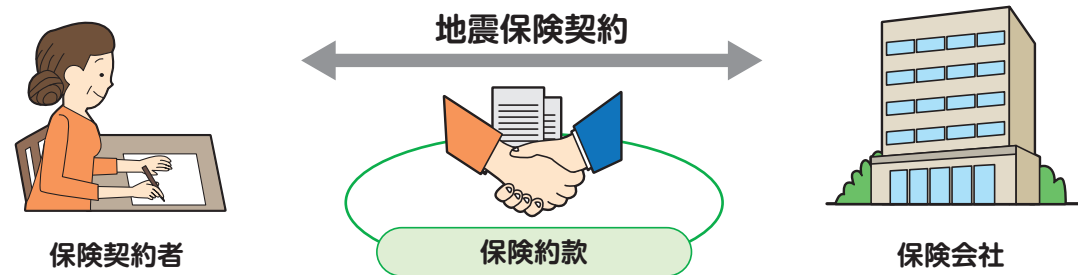
しかしながら、近年の地球温暖化研究の成果として明らかとなってきたことは、自然災害の将来予測については不確実な要素が多いということです。

このため、火災保険においては、今後、長期のリスク評価を行うことは難しいと判断し、平成26年6月25日届出の参考純率では、火災保険の参考純率を保険期間が10年までの契約に適用できることとしました。

※1 「気候変動監視レポート2014」(気象庁)によります。
 ※2 アメダスとは、降水量、気温等を全国約1,300か所の観測所で自動的に観測する気象庁の地域気象観測システムです。
 ※3 「雲解像モデルの高度化とその全球モデル高精度化への利用 平成23年度研究成果報告書」(名古屋大学、文部科学省)によります。
 ※4 「日本の気候変動とその影響 2012年度版」(文部科学省、気象庁、環境省)によります。

1 地震保険とは

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした国の制度であり、基本的な補償内容は「地震保険に関する法律」等の法令に規定されています。

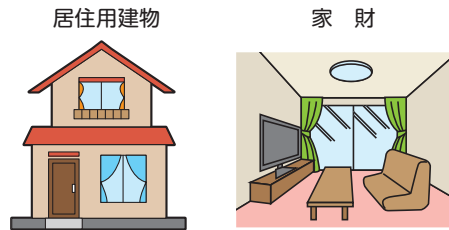


1 地震保険の保険約款

地震保険の契約において使用される保険約款では、地震保険の補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。

■地震保険の対象と保険金額

保険の対象

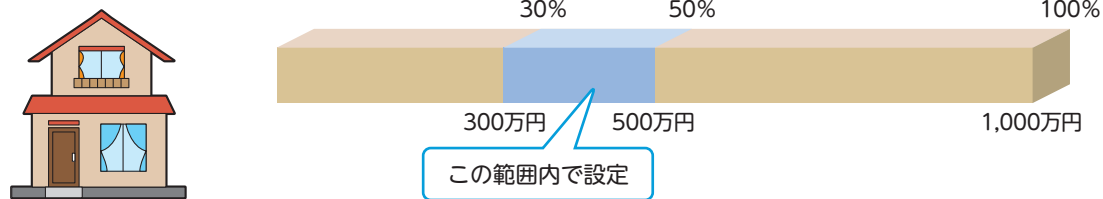


保険金額

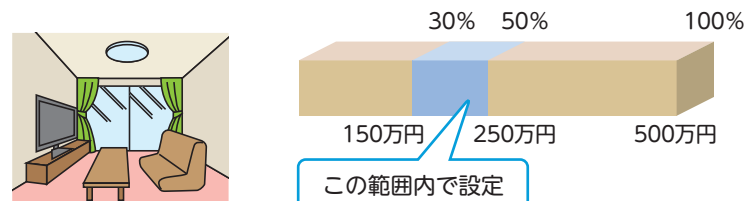
法令により、地震保険とあわせて契約される火災保険の保険金額の30～50%^{*}の範囲内で、かつ、居住用建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度とされています。

^{*}巨大な地震が発生した場合でも、保険金の支払いに支障をきたさないようにするため、火災保険の保険金額の50%を上限とし、生活の安定に寄与するために必要な額を支払うため、30%の下限が設けられています。

●居住用建物の火災保険の保険金額が1,000万円の場合



●家財の火災保険の保険金額が500万円の場合



2 地震保険の補償内容

(1) 保険金が支払われる場合

地震保険では、地震や噴火またはこれらによる津波を原因とする損害に対して保険金が支払われます。

■地震

地震で家が壊れた場合や、地震による火災で家が燃えた場合など



■噴火

噴火に伴う噴石で家が壊れた場合など



■地震・噴火による津波

地震による津波で家が流された場合など



(2) 支払われる保険金の額

迅速に保険金を支払うために居住用建物または家財に生じた損害が、全損、半損、一部損のいずれかに該当する場合に保険金が支払われます。また、建物の損害は主要構造部（壁、柱、床など）の損害により判定します。

建物と家財はそれぞれ別に損害の程度が認定されます。

損害の程度※1	損害の程度の認定の基準		支払われる保険金の額
	建物	家財	
全損	主要構造部の損害の額が 建物の時価額の 50%以上 ----- 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 70%以上	家財の損害額が 家財の時価額の 80%以上	地震保険金額の 100% (時価額が限度)
半損	主要構造部の損害の額が 建物の時価額の 20%以上50%未満 ----- 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 20%以上70%未満	家財の損害額が 家財の時価額の 80%未満 30%以上	地震保険金額の 50% (時価額の50%が限度)
一部損	主要構造部の損害の額が 建物の時価額の 3%以上20%未満 ----- 全損・半損に至らない場合 床上浸水または地盤面から 45cmを超える浸水※2	家財の損害額が 家財の時価額の 30%未満 10%以上	地震保険金額の 5% (時価額の5%が限度)

※1 損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金は支払われません。

※2 主要構造部に損害が生じていなくても、この場合には水濡れによる汚損や汚物の流入等の損害が発生するため、一部損とみなして補償します。

(3) 保険金が支払われない場合

次の場合には、保険金は支払われません。

保険契約者などの
故意・重大な過失によって
損害が生じた場合
(自宅への放火など)



地震の際の盗難によって
損害が生じた場合



など

3 地震保険標準約款

当機構で作成する保険約款を標準約款といいます。

当機構では、地震保険の基準料率を算出していますが、その算出にあたっては、契約内容や補償内容が確定していることが必要となるため、算出の前提となる補償内容などを別途定めています。これを保険約款という形で示したものを地震保険標準約款といい、参考資料として、保険会社に提供しています。

memo

地震保険に関する法律施行令の改正（平成29年1月1日施行）

平成29年1月1日から地震保険に関する法律施行令が改正され、「半損」が「大半損」および「小半損」に分割されて下表のとおりとなります。

損害の程度	損害の程度の認定の基準		支払われる保険金の額
	建物	家財	
大半損	主要構造部の損害の額が 建物の時価額の 40%以上50%未満 ----- 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 50%以上70%未満	家財の損害額が 家財の時価額の 80%未満 60%以上	地震保険金額の 60% (時価額の60%が限度)
小半損	主要構造部の損害の額が 建物の時価額の 20%以上40%未満 ----- 焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の 20%以上50%未満	家財の損害額が 家財の時価額の 60%未満 30%以上	地震保険金額の 30% (時価額の30%が限度)

2 地震保険の保険料率

地震保険の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合を表します。

1 地震保険の保険料率の概要

(1) 地震保険の保険料率

地震保険の保険料率とは、保険金額に対する保険料の割合を表し、保険料は保険金額に比例します。例えば、保険料率が0.003であった場合、保険金額を1,000万円とすると、保険料は3万円(=1,000万円×0.003)となり、保険金額を2,000万円とすると、保険料は6万円となります。

保険契約者が支払う地震保険料は、建物の構造や所在地などの料率区分に応じたものとなっています。

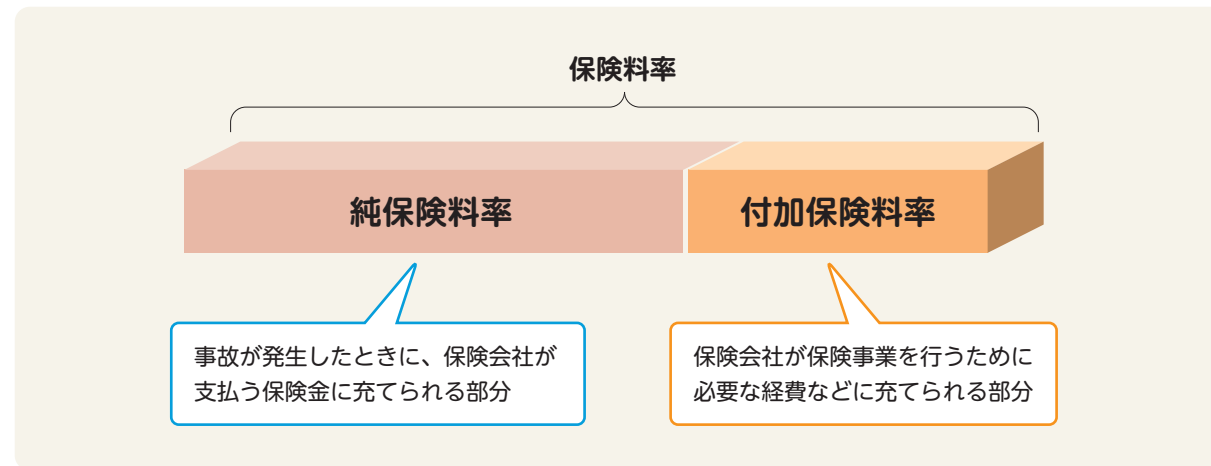
なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

▶ 料率区分の詳細は、(4)地震保険の料率区分(P34)をご参照ください。

保険金額

支払われる保険金の上限額をいい、契約時に定めます。例えば、保険金額が1,000万円であれば、地震等による損害が全損の場合の保険金は1,000万円となります。

■ 保険料率の構成



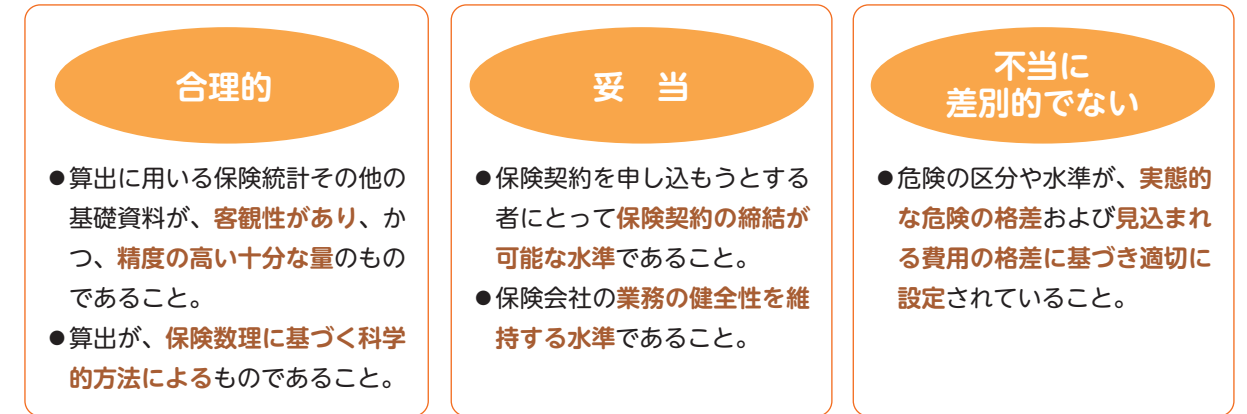
memo 保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「基準料率」との関係

- 「基準料率」とは、料率算出団体が算出する「保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量のデータを基に地震保険の「基準料率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」として、当機構が算出した「基準料率」を使用することができます。
- 地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として法令で定められた損害を補償する社会政策的な側面を持つ保険であることから、昭和41年の制度創設以来今日まで、全ての保険会社が当機構の算出した基準料率に拠っています。

(2) 保険料率の3つの原則

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。基準料率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。

基準料率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです。

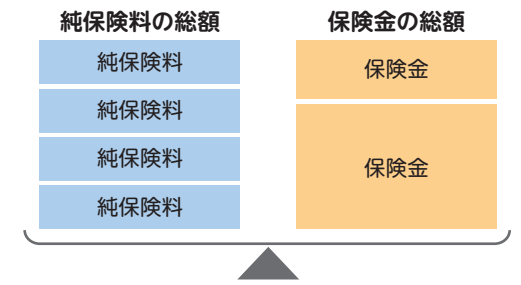


memo

「保険料率の3つの原則」の背景には、以下の保険料と保険金の間に成り立つ原則が存在します。

収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくする必要があります。これを「収支相等の原則」といいます。



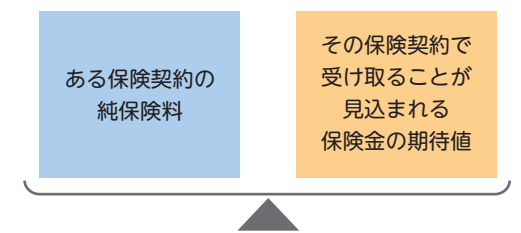
個々の契約について見ると

給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を低くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定することが必要です。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。

これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。



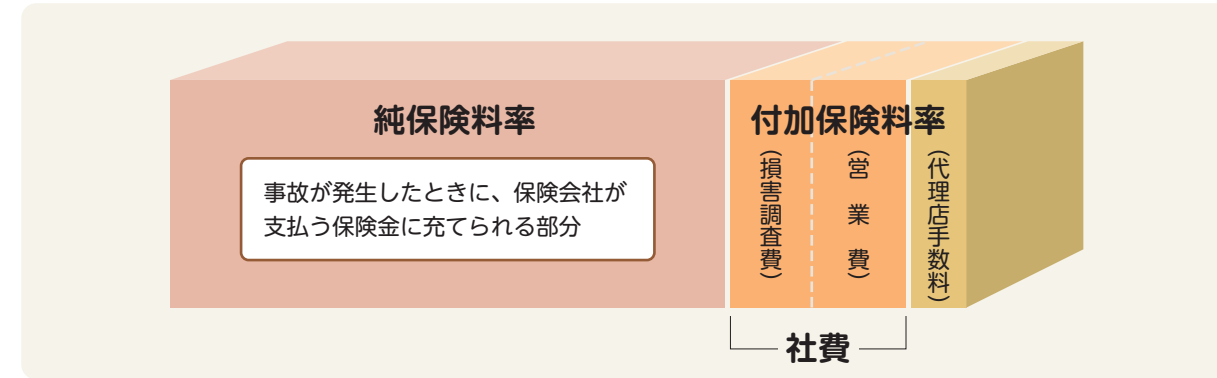
「保険料率の3つの原則」のほか、地震保険に関する法律では、「保険料率は、収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならない」と規定されています。

(3) 地震保険基準料率の構成

地震保険基準料率は、保険金の支払いに充てられる「純保険料率」と、事業経費に充てられる「付加保険料率」から成り立っています。

「付加保険料率」は、契約の事務処理や損害の調査などに充てられる「社費」と、契約の募集を行う代理店に支払う「代理店手数料」に分けられます。

■地震保険基準料率の構成



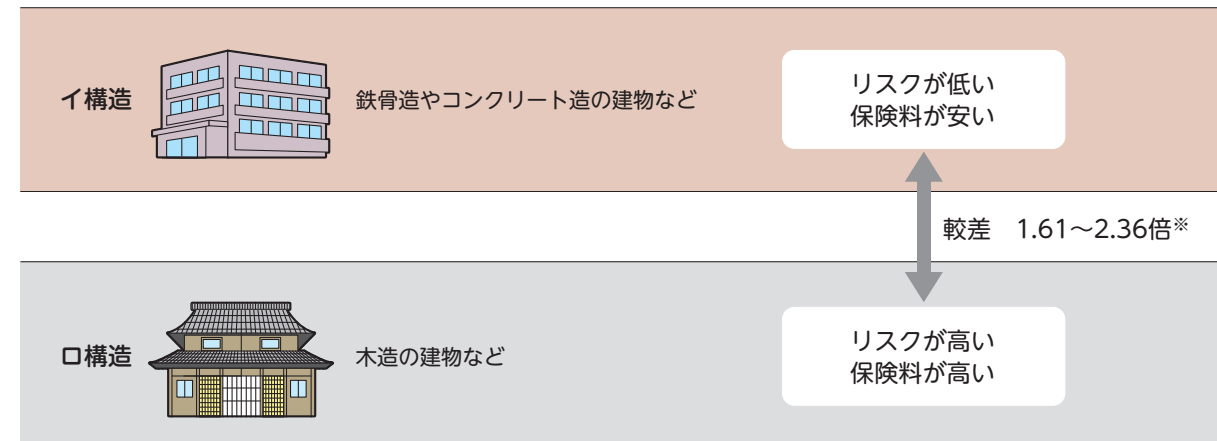
(4) 地震保険の料率区分

地震保険においては、保険契約者が負担する保険料が、建物の構造や建物の所在地など個々のリスクの差異に応じたものとなるように、基準料率に料率区分を設けています。さらに、特に耐震性能が優れている建物については、割引が適用されます。

① 建物の構造

建物の構造が異なると、地震のゆれによる損壊や火災による焼失などのリスクが異なります。このため、建物をイ構造とロ構造の2つに区分することで、こうした違いを保険料率に反映させています。

■地震保険基準料率における建物の種類



※較差はイ構造とロ構造の料率を比較したものです。なお、この較差は建物の所在地によって異なります。

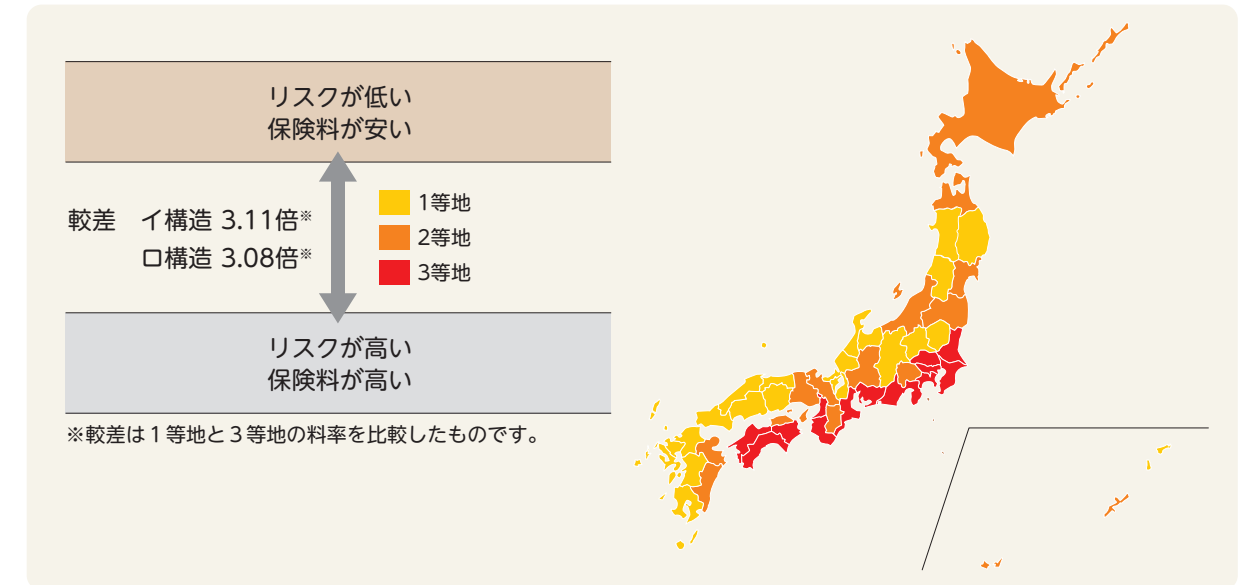
memo 地震保険基準料率の特徴（付加保険料率）

- 民間企業である保険会社が販売する一般的な保険には、「付加保険料率」の中に利潤が織り込まれています。しかし地震保険は、政府と保険会社が共同で運営する公共性の高い保険であるため、利潤を織り込んでいません。
- また、地震保険は火災保険とセットで契約する方式を採用することで、火災保険と重複する事務処理を省いて経費を抑えています。

② 建物の所在地

地震発生リスクなどは地域により異なります。このため、下図のように全国を3つの地域に区分することで、こうした違いを保険料率に反映させています。

■地震保険基準料率における建物所在地による区分

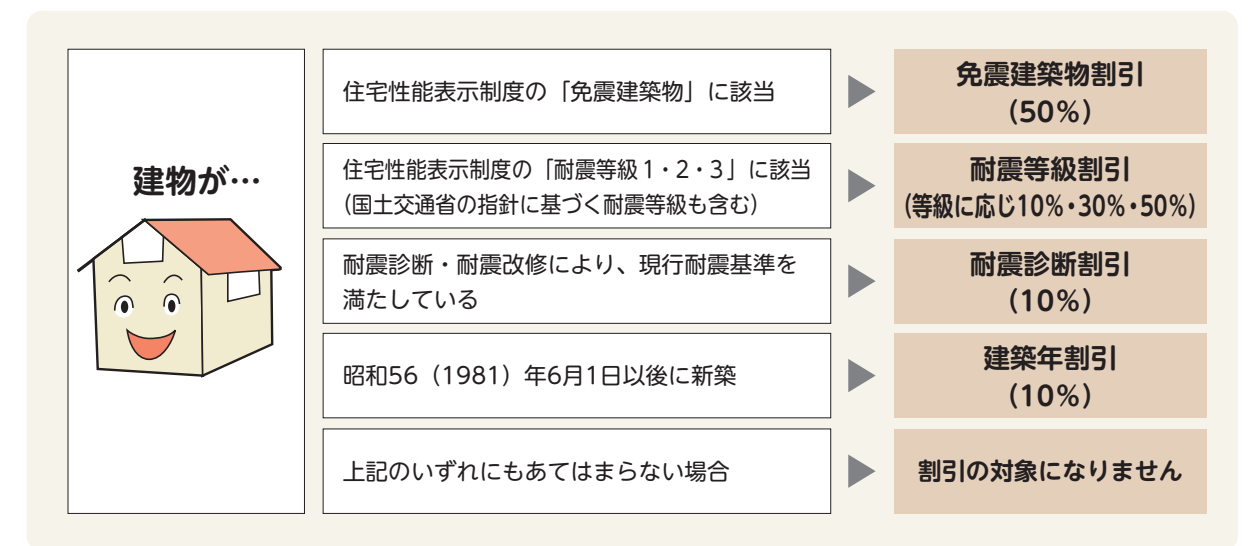


※較差は1等地と3等地の料率を比較したものです。

③ 割引

特に耐震性能が優れている建物には割引が適用されます。割引は、建物の耐震性能に応じて設けられており、免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引の4種類があります。なお、これら4種類の割引は、重複して適用されません。

■地震保険基準料率における割引率



memo 「①建物の構造」「②建物の所在地」について

上記①、②に記載した較差や等地震は平成28年3月時点のものです。なお、当機構では、平成27年9月30日に地震保険基準料率の改定の届出を行っており、これらに変更があります（平成29年1月1日に実施予定）。この届出の概要は [トピックス③](#) (P46) をご参照ください。

2 地震保険の基準料率の算出

地震リスクは発生頻度が低く、時に被害が巨大になる等の特徴を持つため、短期間の実績データに基づいて料率を算出することができません。そこで地震保険では、純保険料率については、地震が現在発生した場合の支払保険金を被害予測シミュレーションにより予測し算出しています。付加保険料率は、損害調査費・営業費・代理店手数料の別に算出しています。

(1) 地震リスクの料率算出の困難性と解決方法

地震リスクの特徴は、火災等に比べ発生頻度が低く、かつ発生時期が不規則なこと。また、ひとたび大地震が発生すると巨大な損害をもたらすという特性を持っています。このような地震リスクの特徴から、制度発足以来数十年ほどしかない地震保険の支払実績データでは、十分ではありません。

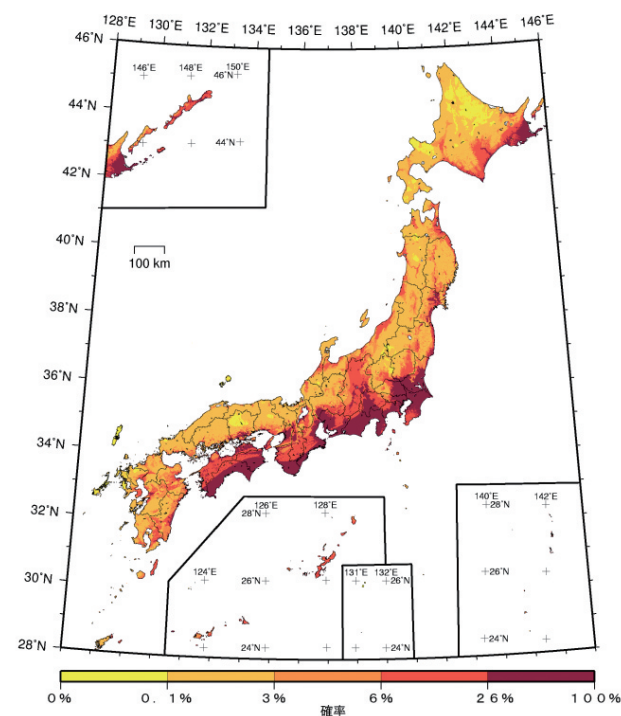
地震の発生については、「どこで」、「どのくらいの大きさ」の地震が、「いつ」発生するかを正確に予知することは、最新の科学の知見をもってしても困難です。一方、規模が大きな海溝型地震^{※1}や活断層の地震^{※2}は、同じ場所で繰り返し発生することが知られており、長期的には、その大きさや発生間隔をある程度予測することが可能であると考えられています。地震発生の長期予測について、多くの研究者の議論を経て全国統一の基準でまとめたものが、地震調査研究推進本部（地震本部）が公表している確率論的地震動予測地図です^{※3}。

そこで地震保険の料率算出にあたっては、確率論的地震動予測地図の作成に用いられた客観的で高精度の地震発生データ（震源モデル）を利用し、将来の支払保険金を予測し（これを被害予測シミュレーションといいます）、純保険料率を算出しています。

- ※1 海溝型地震は、海のプレートと陸のプレートの境界付近で発生する地震です。
- ※2 活断層の地震は、陸のプレート内部の断層で繰り返し活動することが推定される地震です。
- ※3 地震本部は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ設置された政府機関で、行政施策に直結すべき地震に関する調査研究を一元的に推進しています。平成17年3月にはじめて公表され、以後、順次改訂されています。詳細は、地震本部のホームページ（<http://www.jishin.go.jp/main/index.html>）をご参照ください。

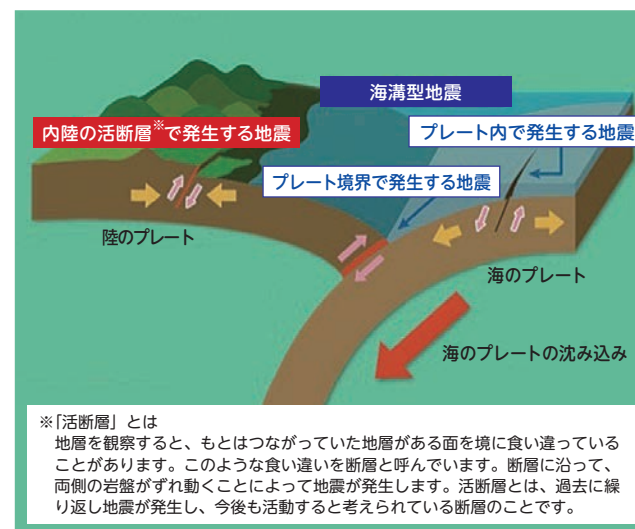
■確率論的地震動予測地図の例

平成26年から30年間に震度6弱以上のゆれに見舞われる確率



※地震調査研究推進本部ホームページによります。

■日本列島周辺で発生する地震のタイプ



※「活断層」とは地層を観察すると、もとはつながっていた地層がある面に境に食い違っていることがあります。このような食い違いを断層と呼んでいます。断層に沿って、両側の岩盤がずれ動くことによって地震が発生します。活断層とは、過去に繰り返し地震が発生し、今後も活動すると考えられている断層のことです。

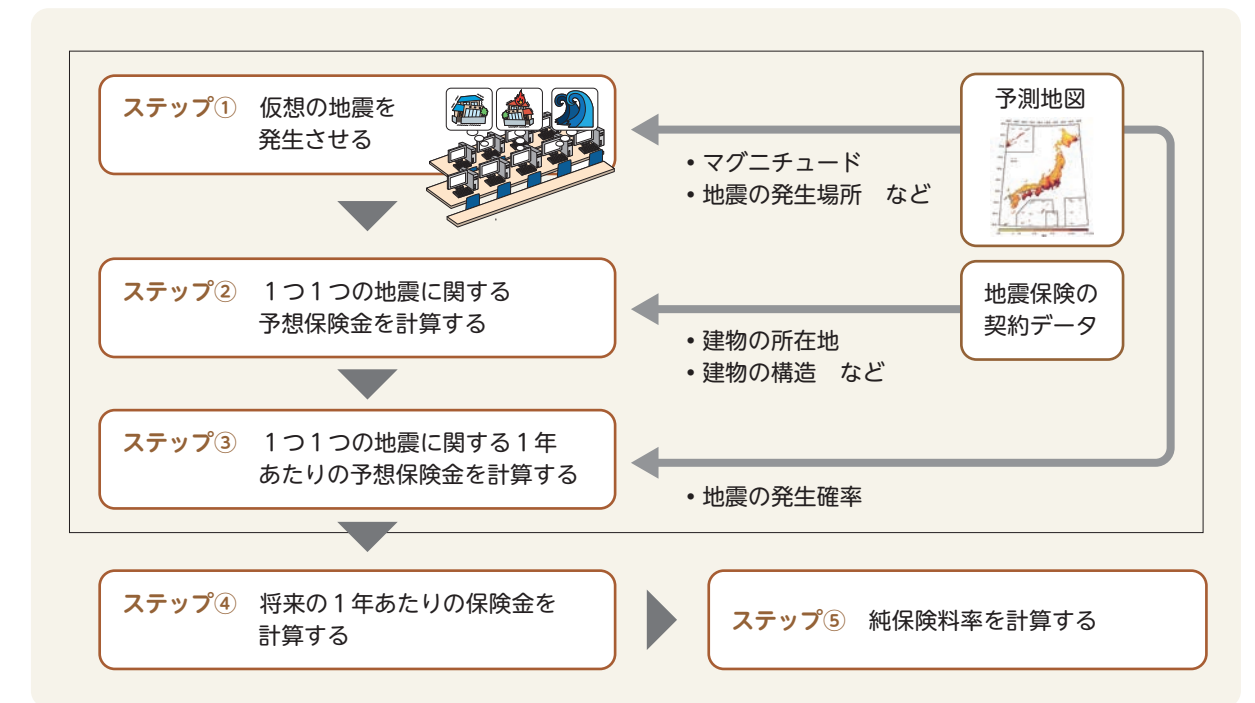
※「地震を正しく恐れる」(地震調査研究推進本部)より作成。

(2) 被害予測シミュレーションと純保険料率の算出方法

地震保険においては、具体的に次のようなステップでシミュレーションを行い、純保険料率を算出します。

- ステップ①** 予測地図の元データとなる1つ1つの地震について、どこがどの程度ゆれるか、どこまでどの程度の規模の津波が押し寄せるかなどを、計算します。
- ステップ②** 現在の地震保険の契約データに基づき、ステップ①の地震が発生したときに、どの程度の保険金が支払われるか計算します。
- ステップ③** 地震が発生する確率を考慮して、1年あたりの予想保険金を計算します。例えば、2,000年に一度発生する地震であれば、ステップ②の計算結果に1/2000をかけます。
- ステップ④** ステップ①～③の計算を全ての地震について行い、足し合わせて将来の1年あたりの保険金を計算します。
- ステップ⑤** 将来の1年あたりの保険金を保有保険金額で除して、純保険料率を計算します。

■地震保険シミュレーションのイメージ



(3) 付加保険料率の算出方法

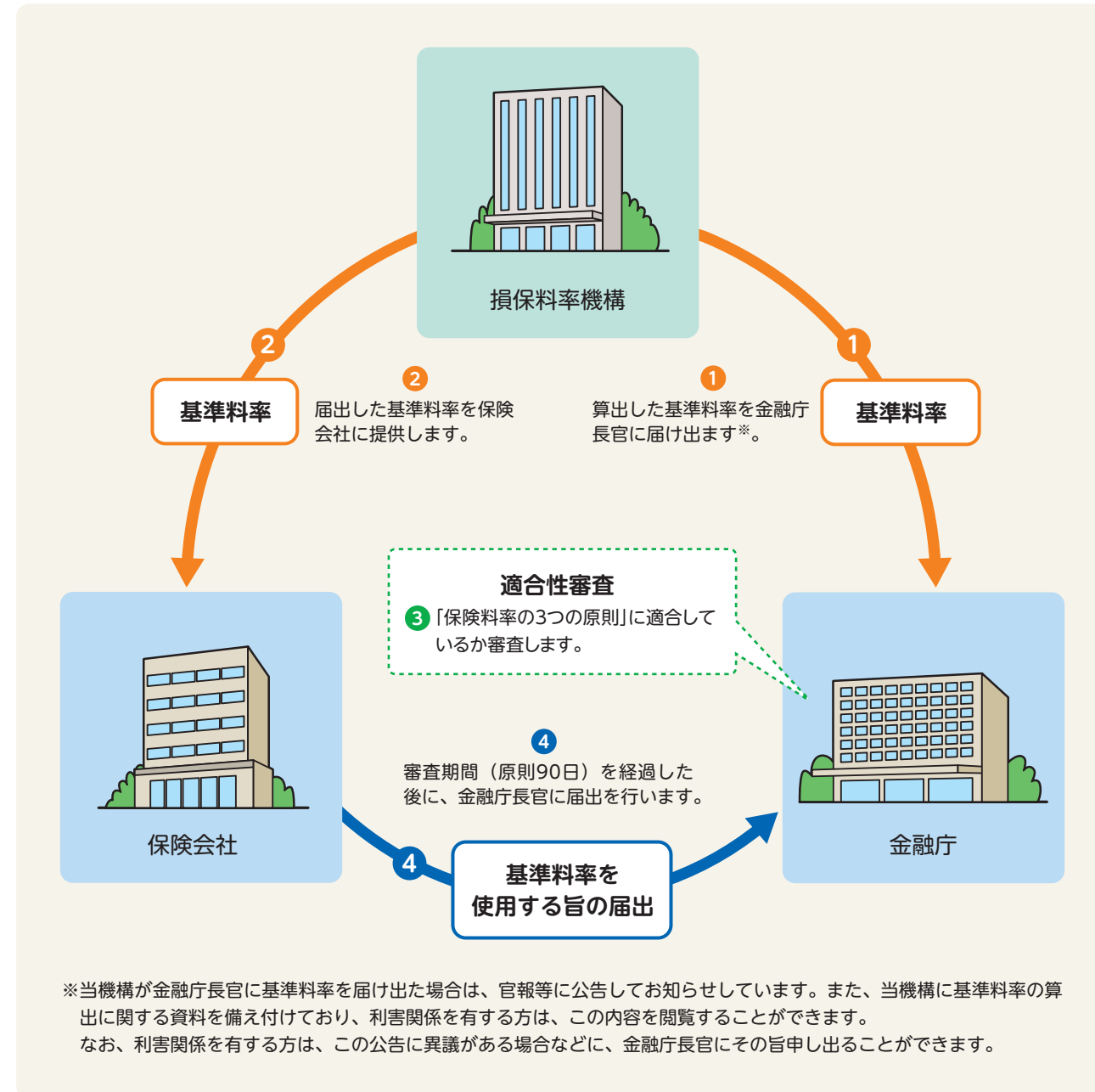
付加保険料率は、損害調査費・営業費・代理店手数料の別に算出しています。

- 損害調査費（保険金を支払うときの損害調査のために要する諸費用）は、被害予測シミュレーションを行い、各地震の予想支払件数を基に損害調査が必要となる件数を求め、これらに要する費用を積算して算出しています。
- 営業費（契約の事務処理等のために要する諸費用）は、各保険会社への実態調査に基づいて算出します。
- 代理店手数料（契約の募集を行う代理店に対して支払う手数料）は、保険料率の一定割合を見込んでいます。

3 地震保険の基準料率の算出後の流れ

当機構は、算出した地震保険の基準料率を金融庁長官に届出を行い、基準料率が「保険料率の3つの原則」に適合していることについて審査を受けます。

■地震保険基準料率の算出後の流れ

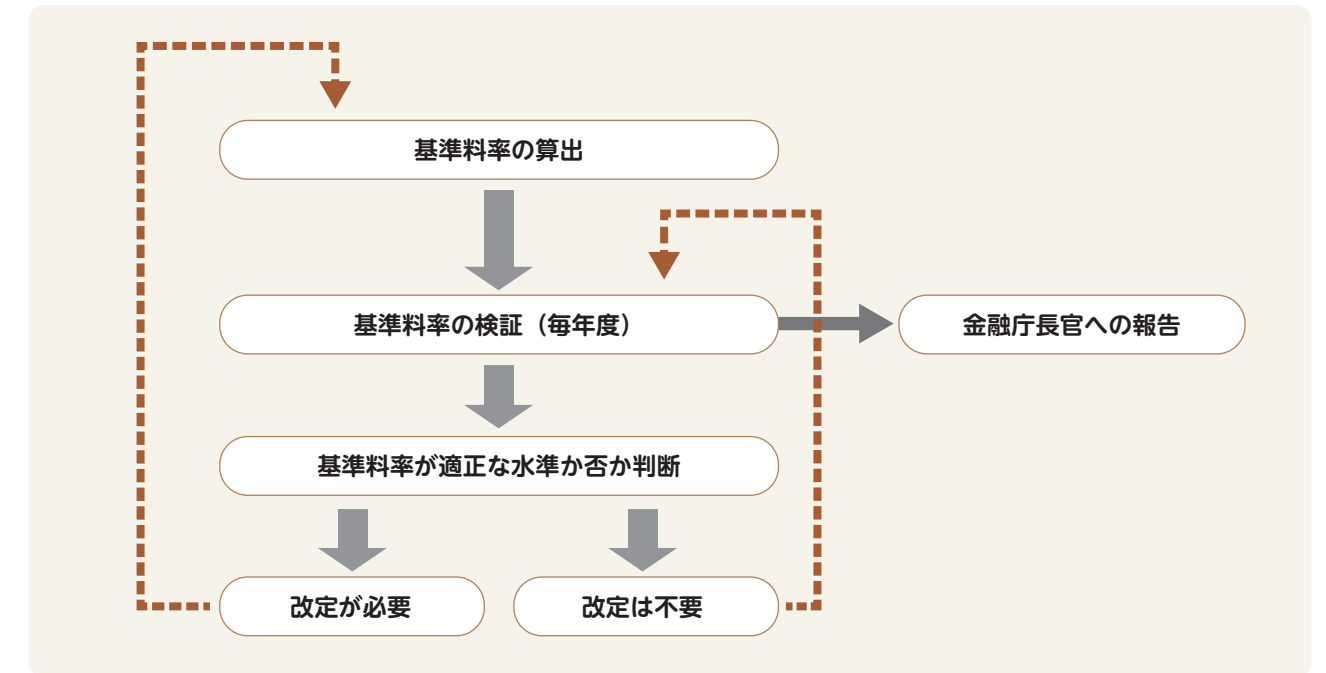


4 地震保険の基準料率の検証と改定

基準料率が適正な水準か毎年度チェックを行います。

基準料率は、算出した時点では適正であっても、社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、基準料率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、必要があれば基準料率を改定しています。

■地震保険基準料率の検証と改定の流れ



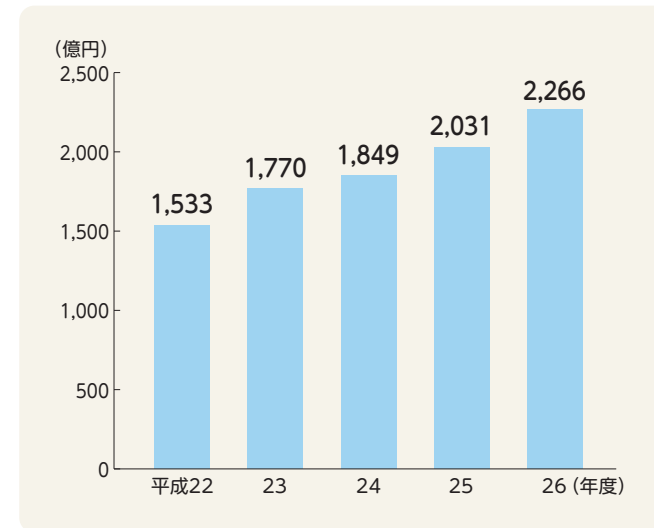
3 地震保険の現況

保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

1 保険料（収入）の状況

近年、地震保険の保険料は増加傾向にあります。特に、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）発生後の平成23年度以降、大きく増加しています。

図11 保険料の推移



保険料

図11の「保険料」は、2地震保険の保険料率（P32）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

集計方法について

保険料はリトン・ベイスの数値です。リトン・ベイスとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。

全国の契約状況

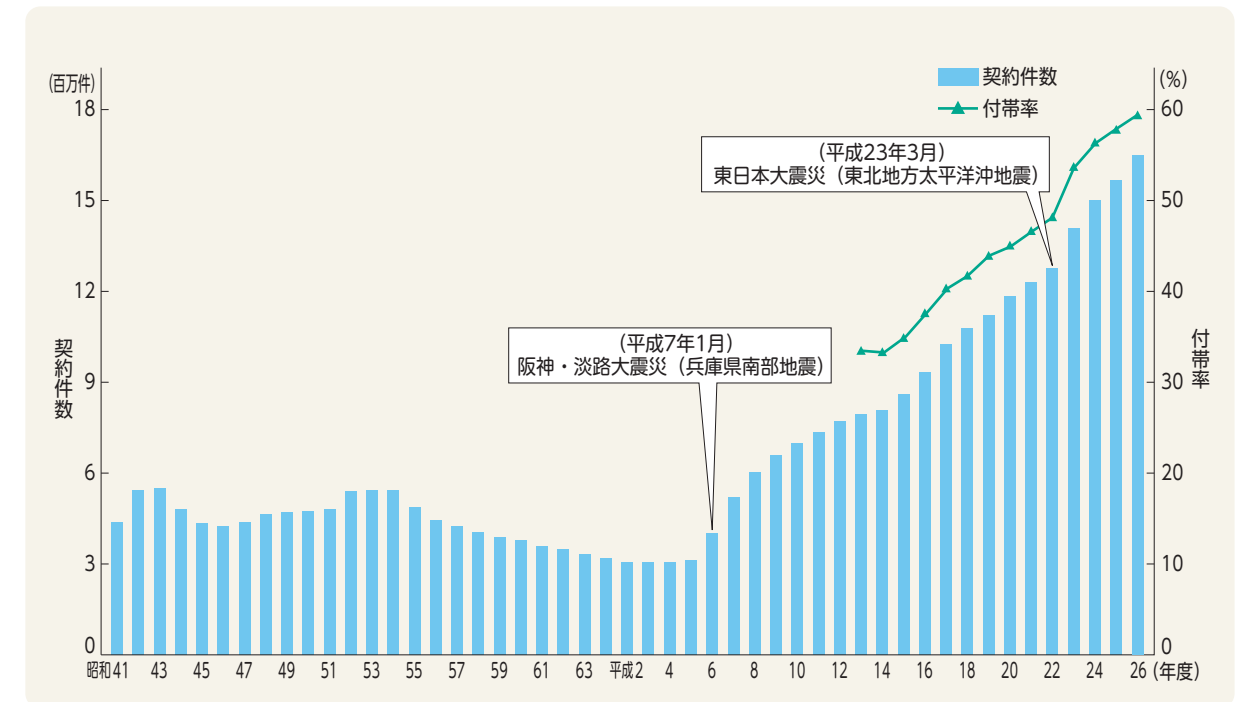
地震保険の契約件数[※]は、制度創設以来、横ばいないし減少傾向で推移していましたが、平成7年1月の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）を契機に大きく増加傾向となり、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）もあり、増加傾向が継続しています。平成26年度末現在で1,649万件、対前年比では4.1%の増加となっています。

また、付帯率[※]をみても、近年、増加傾向が続いています。平成26年度の付帯率は59.3%となっており、前年度から1.2ポイント伸びています。これは、地震保険の必要性が、消費者の方により広く理解されるようになったことによるものと考えられます。

※契約件数、付帯率

契約件数	年度末現在で有効な地震保険契約の件数
付帯率	年度中に住宅の火災保険を契約した方が、同時に地震保険も契約した割合 (平成13年度から集計を開始)

図12 地震保険の契約件数、付帯率の推移



2 保険金（支払い）の状況

昭和41年に地震保険が創設されて以降、保険金の支払いが最も多かったのは、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）です。この地震では、1.2兆円を超える保険金が支払われました。

また、上位20すべての地震は、平成7年の兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）以降に発生したもので、そのうち直近5年のものが7地震を占めています。その要因の一つとしては、近年の地震保険契約の増加が考えられます。

図13 地震保険創設以降で保険金の支払いが多かった地震（上位20位） [平成27年3月31日現在]

順位	地震名等	発生日	規模 (マグニチュード)	支払件数 [件]	保険金 [百万円]
1	平成23年東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日	9.0	793,760	1,265,359
2	平成7年兵庫県南部地震	平成7年1月17日	7.3	65,427	78,346
3	宮城県沖を震源とする地震	平成23年4月7日	7.2	30,985	32,371
4	福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年3月20日	7.0	22,058	16,969
5	平成13年芸予地震	平成13年3月24日	6.7	24,452	16,941
6	平成16年新潟県中越地震	平成16年10月23日	6.8	12,608	14,897
7	平成19年新潟県中越沖地震	平成19年7月16日	6.8	7,864	8,247
8	福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年4月20日	5.8	11,337	6,429
9	平成15年十勝沖地震	平成15年9月26日	8.0	10,553	5,990
10	平成20年岩手・宮城内陸地震	平成20年6月14日	7.2	8,276	5,545
11	駿河湾を震源とする地震	平成21年8月11日	6.5	9,477	5,142
12	静岡県東部を震源とする地震	平成23年3月15日	6.4	5,252	4,600
13	岩手県沿岸北部を震源とする地震	平成20年7月24日	6.8	7,754	3,972
14	福島県浜通りを震源とする地震	平成23年4月11日	7.0	2,357	3,669
15	長野県中部を震源とする地震	平成23年6月30日	5.4	2,957	3,302
16	平成12年鳥取県西部地震	平成12年10月6日	7.3	4,078	2,868
17	平成19年能登半島地震	平成19年3月25日	6.9	3,306	2,732
18	淡路島付近を震源とする地震	平成25年4月13日	6.3	2,865	2,283
19	宮城県北部を震源とする地震	平成15年7月26日	6.4	2,543	2,172
20	十勝地方南部を震源とする地震	平成25年2月2日	6.5	4,013	2,054

※「日本地震再保険の現状2015」（日本地震再保険株式会社）より作成。

memo

地震の名称

地震の正式な名称は、「元号（西暦年）」と「震央の地名」を用いるなどして気象庁が命名します。また、地震によって生じる災害に対して、政府が別の名称を付けることがあります。例えば、気象庁が命名した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」による災害は、政府として「東日本大震災」と呼称しており、地震そのものを指す場合とその地震によって引き起こされた災害を指す場合とで使い分けられています。

東北地方太平洋沖地震での保険金 津波によるものは全体の2割弱（推定）

東北地方太平洋沖地震では、東日本の太平洋沿岸に巨大な津波が襲来し多くの人命が失われました。一方、地震保険で補償している建物や家財をみると、当機構において推定した地震保険の保険金に占める津波の割合は、2割弱となっています*。また、津波以外では、地震のゆれによる損壊被害（液状化等を含む）が8割強と大部分を占めており、内陸部でも地震のゆれによる大きな被害が生じた地震であったことが分かります。

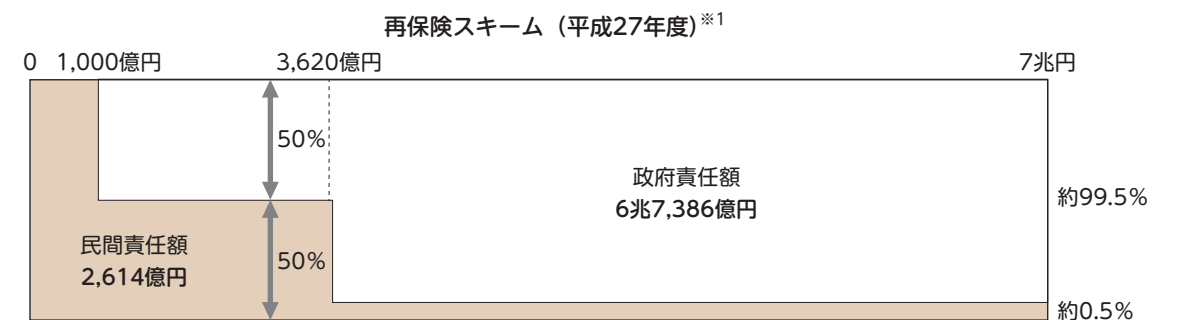
* 保険会社から報告された支払いデータの住所情報と国土交通省による津波浸水区域の調査結果などを用いて推定。

東北地方太平洋沖地震による保険金 被害形態別の内訳（推定）



政府による再保険

地震保険では、大規模地震による巨額な損害を民間の損害保険会社だけでは補償しきれない事態を想定し、政府が再保険することにより、政府と民間が分担して補償する仕組みとしています。分担方法（再保険スキーム）は、昭和41年の制度創設以来何度か見直されていますが、地震の規模（保険金総支払額の規模）が大きくなるに連れ、政府の負担割合が大きくなる仕組みになっています。なお、制度創設以来、政府による補償が生じたのは、東北地方太平洋沖地震と兵庫県南部地震の2つの地震です。



〈支払い例〉

保険金総支払額	民間責任額**2	政府責任額
500億円	500億円	-
3,000億円	2,000億円	1,000億円
2兆円	約2,400億円	約1兆7,600億円

*1 平成28年度の再保険スキームについては、国会における平成28年度予算の議決を経て、決定されます。

*2 1,000億円までは民間が全額負担する仕組みとなっています。

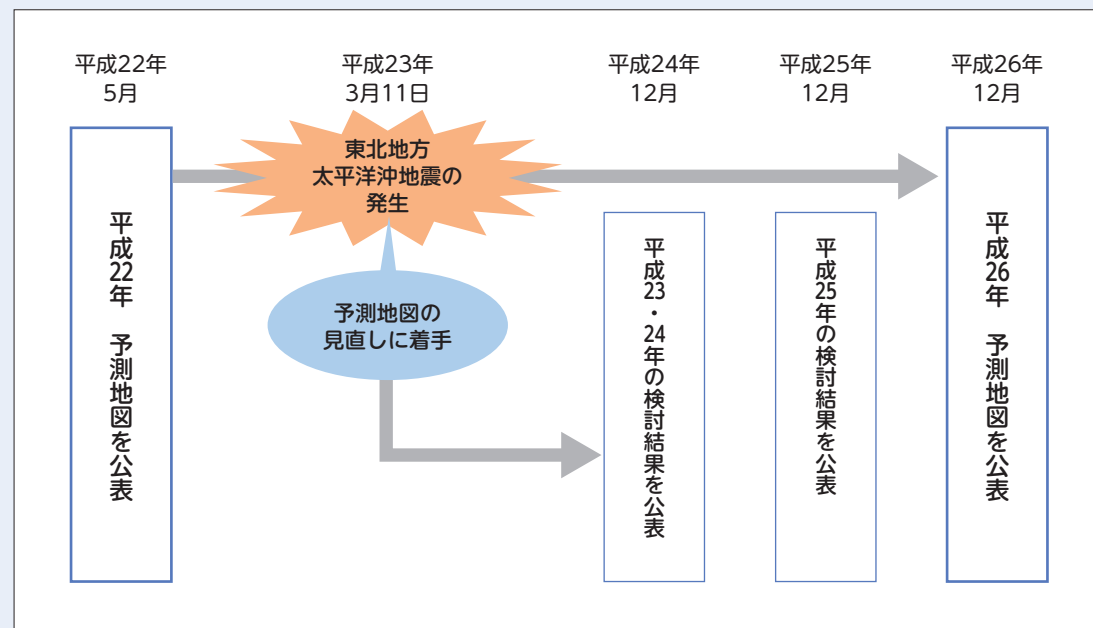
トピックス 2

新しい確率論的地震動予測地図の公表

P36で説明したように、地震保険の純保険料率の算出では、地震調査研究推進本部（地震本部）による確率論的地震動予測地図（予測地図）の作成に用いられた地震発生データ（震源モデル）を活用しています。その予測地図は、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の発生直後から改良の検討が進められ、平成26年12月に新しい予測地図が公表されました。ここでは、地震本部から公表された報告書をもとに、改良内容等の概要をまとめます。

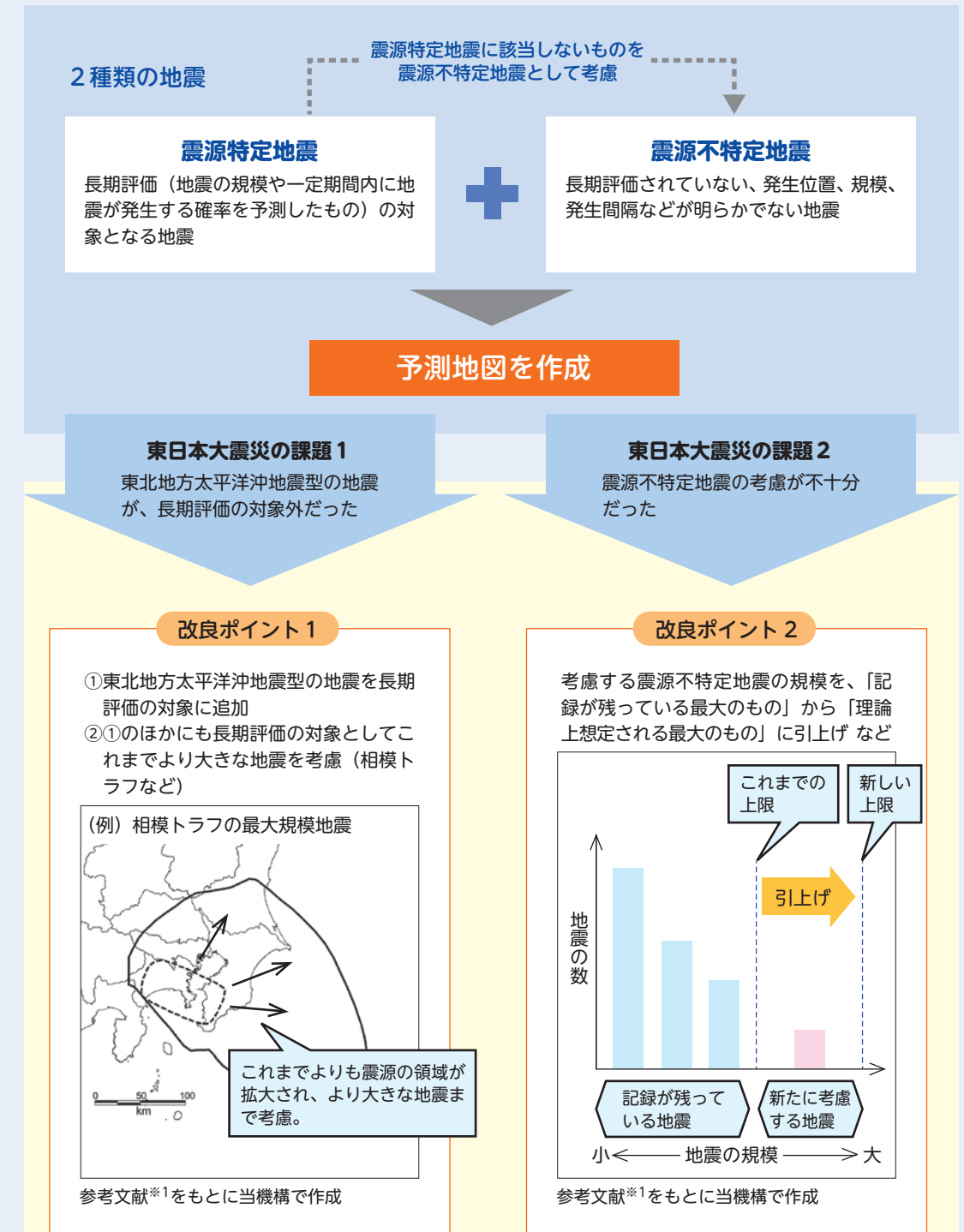
(1) 東北地方太平洋沖地震の発生後の経緯

地震本部では、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震の発生を受け、予測地図の抜本的な見直しに着手し、平成26年12月に新しい予測地図^{※1}を公表しました。



(2) 新しい予測地図（震源モデル）の改良のポイント

東北地方太平洋沖地震では、当時の予測地図^{※2}で「今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率」が相対的に高くないと評価されていた地域において、震度6弱以上が多数の地点で観測されました。これを受け、地震本部は従来考慮していた規模より大きな規模の地震を考慮するなど、予測地図の改良を行いました。



※1 「全国地震動予測地図2014年版～全国の地震動ハザードを概観して～」(地震調査研究推進本部)
 ※2 「全国地震動予測地図2010年版」(地震調査研究推進本部)

トピックス 3

地震保険基準料率改定の届出

当機構では、平成27年9月30日に地震保険基準料率を全国平均で5.1%引き上げる届出を行いました。

【主な理由・背景】

(1) 各種基礎データの更新など

- 震源モデルの更新※1 [トピックス2](#)
- 地盤データなどの更新※1
- 被害関数※2の改良

※1 地震本部が作成した予測地図2014年版の震源モデルと地盤データ

※2 揺れの大きさと揺れによる被害の関係

(2) 地震保険に関する法律施行令の改正
(平成27年9月30日公布)

- 従来の「半損」を「大半損」と「小半損」に分割

(3) 地震保険制度に関するプロジェクトチーム
フォローアップ会合における「議論のとりまとめ」
(財務省から平成27年6月24日に公表)

- 保険契約者の負担感が高まることへの懸念、地震保険への加入率確保の観点から、複数段階に分けた引上げも考えられる。

全国平均で**19.0%**の引上げが必要な状況となりました。

都道府県ごとに**3段階**に分けて料率改定を行うこととしました。今回は全国平均で**5.1%**の引上げとなります。

今回の届出は、3段階に分けた料率改定の1回目の改定の届出となります。2回目以降の料率改定は、上記(1)に掲げた各種基礎データの更新などの影響を踏まえて行います。

なお、今回の届出の詳細については、当機構のニュースリリース『地震保険基準料率の届出について』(平成27年9月30日、http://www.giroj.or.jp/news/2015/150930_2.pdf)をご参照ください。

また、この届出に基づく料率改定は、平成29年1月1日に実施される予定です。

第Ⅳ部

すまいに関する
保険関連の統計

1 火災保険統計	48
2 地震保険統計	54
3 関連情報	64

1 火災保険統計

【火災保険の統計数値について】

(1) 新契約欄は、リトン・ベイス(P22参照)の数値です。

(2) 支払欄は、特別に記載のない限り、リトン・ベイス(P22参照)の数値です。

第1表 火災保険 総括表

年度	物件	新契約			支払	
		件数	保険金額 百万円	保険料 千円	件数	保険金 千円
平成22	住宅物件	11,228,842	160,814,666	417,468,346	205,656	90,758,688
	一般物件	3,445,509	259,309,284	282,004,286	160,325	111,511,584
	工場物件	187,012	207,661,229	129,216,518	14,790	52,631,958
	倉庫物件	16,258	24,182,325	3,393,943	184	1,519,741
	物件計	14,877,621	651,967,505	832,083,095	380,955	256,421,972
平成23	住宅物件	11,786,474	168,777,709	442,204,116	275,825	145,664,394
	一般物件	3,439,816	262,823,578	288,763,478	195,862	171,032,053
	工場物件	180,463	223,419,210	131,011,885	20,974	82,190,363
	倉庫物件	15,977	23,718,518	3,467,224	237	2,076,731
	物件計	15,422,730	678,739,016	865,446,705	492,898	400,963,544
平成24	住宅物件	12,205,034	176,228,429	466,210,712	340,011	161,130,495
	一般物件	3,475,693	273,245,181	299,701,372	229,895	194,054,229
	工場物件	179,775	217,995,598	130,311,143	28,478	88,602,076
	倉庫物件	15,608	24,776,782	3,304,972	297	912,505
	物件計	15,876,110	692,245,992	899,528,200	598,681	444,699,306
平成25	住宅物件	12,661,874	185,195,614	518,371,205	352,125	165,115,498
	一般物件	3,577,394	274,161,968	308,307,963	197,317	167,209,676
	工場物件	186,671	242,969,484	142,688,933	22,907	87,330,414
	倉庫物件	14,891	25,544,677	3,441,260	262	861,485
	物件計	16,440,830	727,871,745	972,809,363	572,611	420,517,075
平成26	住宅物件	12,824,075	185,655,488	548,183,246	428,172	220,422,606
	一般物件	3,653,866	283,380,698	329,063,700	215,317	219,867,121
	工場物件	187,090	242,286,236	150,972,393	25,410	143,986,906
	倉庫物件	14,671	26,942,383	3,876,568	245	908,392
	物件計	16,679,702	738,264,806	1,032,095,908	669,144	585,185,028

※1 「新契約」の「件数」は証券件数、「支払」の「件数」は証券単位の事故件数を、それぞれ表します。

※2 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

※3 工場物件には石油物件を含みません。

第2表 火災保険 住宅物件都道府県別統計表(平成26年度)

都道府県	件数	新契約		支払	
		保険金額 百万円	保険料 千円	件数	保険金 千円
北海道	178,130	2,381,730	3,724,932	5,665	3,371,111
青森県	32,620	357,817	756,454	597	410,748
岩手県	26,880	326,492	513,607	317	132,752
宮城県	81,294	1,155,994	1,671,621	1,544	699,261
秋田県	20,282	247,447	425,091	566	376,746
山形県	25,094	295,684	525,320	736	428,668
福島県	56,115	659,738	1,149,847	1,276	837,666
茨城県	97,973	991,125	1,729,438	1,278	704,633
栃木県	65,869	770,222	1,310,967	1,311	699,148
群馬県	57,029	689,819	1,141,354	5,242	3,543,343
埼玉県	228,291	3,254,934	4,379,679	6,406	3,658,241
千葉県	207,812	3,075,069	3,994,813	4,161	2,187,065
東京都	603,249	12,100,403	13,105,693	14,946	7,732,207
神奈川県	327,520	5,752,535	6,818,482	7,070	3,675,996
新潟県	42,400	558,300	969,091	530	420,878
富山県	26,755	363,546	529,059	338	197,090
石川県	32,662	376,031	576,196	358	110,768
福井県	19,525	290,368	439,692	319	148,694
山梨県	24,715	370,206	582,293	4,289	3,609,892
長野県	49,077	779,948	1,128,726	1,466	831,287
岐阜県	63,426	725,140	1,093,067	1,079	624,808
静岡県	125,259	1,501,300	2,141,745	1,542	844,329
愛知県	265,222	3,092,978	3,974,121	2,901	1,508,106
三重県	49,014	605,589	993,986	815	374,812
滋賀県	31,273	424,646	565,855	346	165,383
京都府	92,285	1,310,972	1,743,079	1,043	1,036,827
大阪府	332,721	5,167,364	6,678,152	3,200	1,873,453
兵庫県	163,908	2,561,819	3,182,542	1,970	1,031,794
奈良県	40,634	653,629	960,896	597	253,193
和歌山県	29,656	371,130	617,775	501	248,306
鳥取県	13,257	141,536	253,859	133	53,830
島根県	12,976	127,490	223,095	97	33,416
岡山県	50,461	607,488	1,006,560	342	167,867
広島県	99,943	1,201,803	1,778,403	896	763,716
山口県	44,481	473,895	852,201	333	278,693
徳島県	20,260	256,457	397,020	424	356,297
香川県	31,189	319,630	534,044	219	86,639
愛媛県	38,207	423,569	697,834	262	202,580
高知県	18,288	234,536	403,383	556	272,273
福岡県	163,610	2,060,768	3,480,914	2,376	970,155
佐賀県	20,057	223,379	490,190	292	167,108
長崎県	31,485	402,629	804,923	397	208,493
熊本県	56,721	681,888	1,376,464	642	226,017
大分県	29,540	360,582	648,839	383	192,798
宮崎県	25,054	275,473	590,745	541	249,980
鹿児島県	36,586	405,443	833,456	667	364,865
沖縄県	25,076	317,698	302,267	781	304,899
分類不能	3,450	97,793	146,108	2	1,251
計	4,117,331	59,824,054	82,243,900	81,752	46,638,108

※1 本表は1年契約を対象に集計したものです。

※2 「新契約」の「件数」は証券件数、「支払」の「件数」は証券単位の事故件数を、それぞれ表します。

※3 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

第3表 火災保険 住宅物件構造別統計表〈平成26年度〉

構造	新契約			支払	
	件数	保険金額	保険料	件数	保険金
M構造	1,153,261	18,586,678	12,498,444	18,666	6,541,413
T構造	993,394	11,603,694	13,585,543	11,929	7,289,895
H構造	1,969,950	29,419,510	55,848,669	50,891	32,614,553
その他・不明	726	214,171	311,242	266	192,245
計	4,117,331	59,824,054	82,243,900	81,752	46,638,108

- ※1 本表は1年契約を対象に集計したものです。
- ※2 「新契約」の「件数」は証券件数、「支払」の「件数」は証券単位の事故件数を、それぞれ表します。
- ※3 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

第4表 火災保険 住宅物件保険対象別統計表〈平成26年度〉

保険対象	新契約			支払	
	件数	保険金額	保険料	件数	保険金
建物	1,140,489	27,389,394	30,319,571	51,169	29,068,106
家財	2,110,493	9,893,579	19,278,848	8,044	2,687,006
混合・不明	866,349	22,541,080	32,645,480	22,539	14,882,995
計	4,117,331	59,824,054	82,243,900	81,752	46,638,108

- ※1 本表は1年契約を対象に集計したものです。
- ※2 「新契約」の「件数」は証券件数、「支払」の「件数」は証券単位の事故件数を、それぞれ表します。
- ※3 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

第5表 火災保険 住宅物件保険期間別統計表〈平成26年度〉

保険期間	新契約		
	件数	保険金額	保険料
短期（1年未満）	28,321	345,655	173,192
1年	4,117,331	59,824,054	82,243,900
2年	2,782,022	9,852,355	33,657,075
3年	482,451	9,027,888	18,104,046
4, 5年	4,478,871	86,782,955	166,090,255
6～10年	283,723	5,825,346	33,221,016
11～15年	41,935	869,661	9,172,028
16～20年	99,155	2,193,147	28,401,603
21～25年	51,950	1,148,703	15,621,234
26～30年	106,456	3,283,617	48,710,613
31年以上	351,859	6,502,079	112,788,242
不明	1	21	36
計	12,824,075	185,655,488	548,183,246

- ※1 「新契約」の「件数」は証券件数を表します。
- ※2 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

第6表 火災保険 住宅物件事故種別支払統計表

事故種別		平成21年度		平成22年度	
		件数	保険金 千円	件数	保険金 千円
火災、破裂・爆発		8,521	34,447,853	8,188	34,896,270
落雷		10,593	2,388,303	23,390	5,145,241
自然災害	(風災・雹災)	34,344	19,122,978	14,819	6,947,390
	(雪災)	7,371	4,118,159	25,137	15,076,479
	(水災)	2,214	4,098,754	1,133	2,217,570
その他	(水濡れ)	20,893	10,272,251	23,150	12,526,413
	(水濡れ以外)	108,258	16,871,096	114,013	18,602,312
合計		192,194	91,319,393	209,830	95,411,675

※1 「件数」および「保険金」は、インカード・ベイス (P23参照) による数値です。
 ※2 「その他 (水濡れ以外)」は、物体落下、盗難、破損・汚損、電氣的・機械的事故および地震火災費用等に対する保険金を集計したものです (不明を含みます)。

		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		件数	保険金 千円	件数	保険金 千円	件数	保険金 千円
		7,711	32,907,037	8,058	33,573,116	7,574	31,083,152
		16,428	3,834,876	31,223	7,573,776	30,842	7,858,771
		86,004	49,850,717	104,308	47,110,417	69,299	30,419,002
		30,434	21,404,472	33,388	19,175,227	205,864	128,505,417
		4,197	12,046,947	3,860	10,163,118	3,549	8,563,552
		29,113	16,172,679	32,260	17,689,360	33,785	17,807,245
		117,572	19,423,171	126,328	20,587,815	121,141	20,627,147
		291,459	155,639,899	339,425	155,872,830	472,054	244,864,285

2 地震保険統計

【地震保険の統計数値について】

- (1) 新契約欄は、リトン・ベイス (P40参照) の数値です。
- (2) 保有欄は、当該年度末において有効な契約について集計した数値です。

第7表 地震保険 総括表

年 度	新 契 約		
	件 数	保 険 金 額	保 険 料
		百万円	千円
平成22	8,699,051	71,755,560	153,324,985
平成23	9,335,873	78,010,618	177,018,362
平成24	9,439,876	78,361,464	184,924,645
平成25	9,556,403	80,021,309	203,143,348
平成26	9,584,984	79,399,422	226,640,447

年 度	保 有	
	件 数	保 険 金 額
		百万円
平成22	12,747,680	107,263,117
平成23	14,088,665	119,343,254
平成24	15,050,169	128,039,914
平成25	15,838,144	136,151,058
平成26	16,489,482	143,426,235

- ※1 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。
- ※2 「件数」は証券件数を表します。

第8表 地震保険 都道府県別統計表 (平成26年度)

都道府県別	新 契 約			保 有	
	件 数	保 険 金 額	保 険 料	件 数	保 険 金 額
		百万円	千円		百万円
北海道	365,786	2,871,933	5,493,552	619,379	5,015,433
青森	72,077	522,592	1,057,358	114,040	845,014
岩手	62,959	530,702	808,534	108,525	936,905
宮城	277,656	2,151,433	4,371,406	493,792	4,100,750
秋田	48,825	404,788	639,040	82,978	710,073
山形	50,046	443,327	648,141	79,982	731,730
福島	122,625	1,057,976	1,669,922	209,512	1,863,321
茨城	202,196	1,766,710	4,688,890	328,277	2,979,753
栃木	126,766	1,140,361	1,540,723	206,716	1,967,201
群馬	99,418	839,137	1,164,624	159,073	1,414,319
埼玉	563,480	4,600,793	13,059,313	948,359	8,033,150
千葉	513,322	4,194,353	17,597,271	897,572	7,620,831
東京都	1,428,468	12,103,393	46,563,861	2,446,929	21,135,746
神奈川県	817,540	6,838,922	27,797,142	1,418,179	12,131,223
新潟	101,242	869,220	1,895,748	179,133	1,612,095
富山	44,074	438,251	734,034	81,045	840,684
石川	59,875	503,546	853,711	111,528	982,362
福井	39,399	404,239	638,651	70,273	729,289
山梨	58,223	577,657	1,376,313	103,628	1,051,397
長野	95,334	996,084	1,508,051	156,369	1,640,650
岐阜	161,984	1,314,005	2,635,117	266,430	2,365,614
静岡	287,165	2,501,662	9,951,164	453,589	4,242,996
愛知	766,222	5,502,720	22,900,047	1,261,264	10,565,269
三重	130,603	1,036,891	4,254,003	213,059	1,837,989
滋賀	85,031	793,914	1,147,040	142,665	1,354,000
京都	193,106	1,638,404	3,186,233	325,968	2,855,468
大阪	754,637	6,153,821	16,250,738	1,258,153	10,704,071
兵庫	352,153	3,075,503	5,636,742	616,813	5,637,678
奈良	88,921	841,744	1,728,494	158,969	1,539,454
和歌山	61,321	514,412	2,247,214	105,945	937,928
鳥取	27,874	235,214	392,969	51,985	469,573
島根	22,685	190,085	325,758	42,390	396,581
岡山	92,960	814,319	1,302,158	172,053	1,574,530
広島	199,917	1,657,387	2,592,155	364,164	3,250,956
山口	82,044	718,256	1,034,356	149,242	1,367,913
徳島	48,875	413,891	1,313,953	89,669	805,901
香川	67,303	589,640	1,307,275	126,272	1,186,383
愛媛	78,133	676,649	2,036,227	148,880	1,371,833
高知	49,862	413,857	1,215,703	87,663	768,977
福岡	403,313	3,109,734	4,457,538	751,153	6,215,984
佐賀	32,815	281,081	427,594	59,709	530,481
長崎	48,028	387,566	541,151	86,273	711,938
熊本	121,550	1,019,910	1,590,603	219,806	1,935,950
大分	63,126	554,125	1,132,184	118,257	1,071,395
宮崎	68,177	536,910	1,105,262	123,602	1,021,315
鹿児島	104,660	797,911	1,200,532	194,169	1,549,393
沖縄	43,208	374,395	621,954	86,051	814,734
合 計	9,584,984	79,399,422	226,640,447	16,489,482	143,426,235

- ※1 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。
- ※2 「件数」は証券件数を表します。

第Ⅳ部 | すまいに関する保険関連の統計

第9表 地震保険 都道府県・保険対象・構造別統計表〈平成26年度〉

建物・イ構造

都道府県別	新 契 約			保 有	
	件 数	保 険 金 額 百万円	保 険 料 千円	件 数	保 険 金 額 百万円
北海道	86,964	1,016,692	1,385,935	160,810	1,904,392
青森	8,059	115,320	151,449	13,919	193,914
岩手	10,588	149,860	162,319	20,639	272,548
宮城	55,896	784,957	1,191,187	119,787	1,616,544
秋田	6,055	81,325	81,786	11,191	141,523
山形	8,099	113,500	113,496	13,768	195,036
福島	23,358	349,918	368,906	43,727	631,599
茨城	46,774	619,523	1,119,469	84,467	1,131,927
栃木	29,885	437,020	454,607	56,101	798,498
群馬	22,313	301,172	313,996	39,868	543,829
埼玉	160,354	1,824,951	4,119,088	301,868	3,484,732
千葉	152,358	1,697,605	5,844,900	306,047	3,359,651
東京都	574,847	7,005,926	23,860,523	1,063,830	12,748,484
神奈川県	300,484	3,230,430	11,140,740	574,111	6,157,333
新潟	17,394	248,103	362,457	35,882	491,471
富山	7,594	114,214	128,754	15,304	225,169
石川	9,468	145,185	173,861	19,554	288,074
福井	7,683	121,844	127,303	14,269	218,266
山梨	13,711	204,361	316,112	27,130	391,613
長野	21,174	316,503	338,002	37,752	548,564
岐阜	33,373	487,653	684,116	65,273	938,140
静岡	73,517	1,073,434	3,311,785	133,536	1,918,122
愛知	189,541	2,683,834	9,528,011	395,810	5,518,607
三重	30,303	418,128	1,319,212	57,524	785,160
滋賀	26,845	338,603	373,013	49,077	620,435
京都	51,396	674,867	985,083	96,175	1,275,701
大阪	284,625	3,218,341	7,228,585	510,470	5,970,589
兵庫	143,217	1,581,194	2,349,507	273,003	3,124,566
奈良	26,687	324,397	478,979	51,670	634,926
和歌山	15,679	206,526	705,434	29,739	401,764
鳥取	5,470	72,084	87,866	11,798	157,413
島根	3,969	55,252	69,273	9,204	129,203
岡山	27,829	372,375	452,036	58,055	750,140
広島	59,384	799,196	1,022,085	133,191	1,702,496
山口	26,219	332,788	361,871	52,691	655,889
徳島	13,611	195,883	403,076	26,818	384,666
香川	20,563	273,636	424,533	42,523	563,507
愛媛	20,972	305,205	637,965	45,544	644,413
高知	13,846	201,804	401,685	27,133	392,053
福岡	127,999	1,588,391	1,906,725	274,749	3,397,166
佐賀	8,515	104,183	116,062	17,125	206,461
長崎	13,017	166,052	173,778	25,156	314,139
熊本	26,011	361,665	422,664	52,426	723,032
大分	19,179	261,745	399,170	39,995	522,906
宮崎	16,318	219,705	325,056	31,810	432,413
鹿児島	25,393	353,646	410,911	51,851	702,722
沖縄	22,931	325,086	546,122	52,379	727,794
合 計	2,889,467	35,874,083	86,879,493	5,574,749	68,937,592

※1 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。
 ※2 「件数」は証券件数ではなく保険の対象の件数を表します。
 ※3 「イ構造」は耐火建築物、準耐火建築物および省令準耐火建物等、「ロ構造」はイ構造以外の建物を表します。

建物・ロ構造

都道府県別	新 契 約			保 有	
	件 数	保 険 金 額 百万円	保 険 料 千円	件 数	保 険 金 額 百万円
北海道	168,167	1,404,183	3,289,770	284,699	2,382,081
青森	40,118	331,832	758,580	64,338	533,485
岩手	34,474	307,028	542,080	60,719	543,443
宮城	96,071	900,724	2,332,068	178,494	1,675,242
秋田	30,248	266,377	468,644	53,783	473,221
山形	28,552	268,158	444,784	46,718	437,704
福島	58,256	525,952	1,027,305	102,211	931,331
茨城	96,581	850,553	2,812,286	154,872	1,368,432
栃木	57,055	500,823	829,044	95,213	844,412
群馬	45,368	385,770	653,926	73,833	633,921
埼玉	227,915	1,901,796	6,615,128	371,696	3,104,447
千葉	205,843	1,776,149	8,915,697	349,679	3,028,261
東京都	331,457	2,840,834	14,418,985	531,082	4,631,997
神奈川県	272,652	2,362,858	11,833,551	441,315	3,859,108
新潟	50,980	480,796	1,241,935	92,056	882,252
富山	25,566	262,207	510,964	48,895	507,420
石川	30,254	285,627	570,365	59,627	567,011
福井	23,905	230,135	431,764	43,417	421,414
山梨	32,752	299,110	889,386	57,713	535,364
長野	53,178	549,748	970,510	85,917	882,750
岐阜	66,025	602,926	1,566,077	115,531	1,067,307
静岡	117,668	1,066,398	5,275,689	193,129	1,755,258
愛知	201,715	1,807,133	9,916,104	375,147	3,413,567
三重	53,656	469,977	2,394,078	92,337	815,648
滋賀	39,038	357,638	634,205	62,300	569,884
京都	85,189	703,545	1,727,132	138,413	1,150,421
大阪	228,608	1,759,899	6,090,802	363,731	2,827,373
兵庫	109,849	961,808	2,394,866	184,483	1,622,197
奈良	42,564	383,140	986,229	74,059	669,792
和歌山	31,311	237,417	1,242,352	53,985	415,995
鳥取	14,278	129,354	254,864	27,721	254,462
島根	11,364	108,149	216,917	22,690	222,066
岡山	35,288	307,008	641,397	66,657	590,915
広島	71,710	575,007	1,184,827	134,462	1,101,136
山口	34,092	282,695	530,600	63,090	536,905
徳島	19,897	158,963	746,300	38,847	319,825
香川	27,013	223,588	695,902	54,440	459,745
愛媛	35,880	275,228	1,129,803	70,888	555,928
高知	20,328	148,626	637,002	36,200	272,406
福岡	115,044	928,931	1,783,168	219,902	1,796,491
佐賀	14,722	127,584	240,177	27,523	240,237
長崎	21,146	157,056	278,826	38,467	287,267
熊本	60,166	486,004	916,155	112,439	916,802
大分	28,348	218,149	592,935	53,597	421,126
宮崎	32,975	231,678	613,072	62,129	445,502
鹿児島	45,054	311,236	603,855	86,512	621,004
沖縄	668	4,849	15,443	1,248	10,163
合 計	3,472,988	29,754,647	102,865,553	5,966,204	51,602,720

第Ⅳ部 | すまいに関する保険関連の統計

家財・イ構造

都道府県別	新 契 約			保 有	
	件 数	保 険 金 額 百万円	保 険 料 千円	件 数	保 険 金 額 百万円
北海道	76,174	189,439	232,111	123,051	310,235
青森	9,905	20,967	23,368	14,240	31,066
岩手	12,081	24,736	22,242	17,804	39,488
宮城	90,864	214,893	264,291	148,695	382,790
秋田	6,201	12,955	11,572	9,014	20,180
山形	8,289	16,821	14,892	12,066	26,141
福島	30,272	69,362	63,903	45,858	111,673
茨城	58,900	131,442	207,988	89,427	212,388
栃木	39,742	91,455	80,216	59,209	146,080
群馬	28,904	64,611	57,310	42,269	99,686
埼玉	181,832	471,154	924,066	293,267	780,785
千葉	162,889	415,360	1,273,295	271,666	718,522
東京都	624,796	1,596,198	4,954,463	1,042,691	2,693,221
神奈川県	291,447	782,403	2,436,690	495,252	1,352,521
新潟	21,446	46,174	58,042	34,156	77,036
富山	9,435	20,840	20,213	14,673	34,646
石川	15,318	28,881	27,759	24,075	48,026
福井	6,853	17,445	17,122	11,070	29,381
山梨	13,108	30,783	42,948	20,714	51,419
長野	19,676	47,400	48,496	31,232	77,909
岐阜	62,193	120,976	128,137	88,219	186,084
静岡	93,595	190,707	497,420	131,522	292,971
愛知	391,921	710,892	1,846,099	550,150	1,103,492
三重	44,597	82,204	203,684	63,282	126,388
滋賀	24,005	54,738	57,498	39,213	92,749
京都	58,712	135,832	174,510	96,682	226,580
大阪	291,754	771,429	1,550,060	473,428	1,266,318
兵庫	134,237	360,399	464,921	221,314	604,224
奈良	22,326	65,078	85,575	38,186	113,558
和歌山	13,310	32,504	100,843	21,645	55,955
鳥取	6,647	13,741	13,064	10,144	22,000
島根	5,605	10,453	9,548	7,986	16,193
岡山	30,151	69,119	74,611	49,504	119,191
広島	69,202	164,432	164,347	102,878	258,390
山口	21,939	51,726	50,523	35,344	88,089
徳島	16,550	34,402	60,013	26,868	57,793
香川	21,453	50,500	63,940	33,561	85,113
愛媛	21,227	48,081	86,116	34,938	83,655
高知	14,958	33,262	56,798	23,807	54,395
福岡	165,788	369,806	366,949	276,999	636,908
佐賀	9,190	21,644	20,665	14,653	35,897
長崎	12,184	29,783	28,707	20,557	51,615
熊本	30,984	68,886	65,705	48,912	115,299
大分	16,346	36,683	46,653	26,815	61,805
宮崎	15,853	34,453	43,211	24,456	55,504
鹿児島	28,676	61,943	61,849	47,476	106,093
沖縄	25,236	43,970	58,984	42,655	75,970
合 計	3,356,771	7,960,964	17,161,417	5,351,623	13,235,419

家財・ロ構造

都道府県別	新 契 約			保 有	
	件 数	保 険 金 額 百万円	保 険 料 千円	件 数	保 険 金 額 百万円
北海道	98,921	261,618	585,736	159,373	418,725
青森	24,868	54,473	123,961	39,557	86,549
岩手	18,384	49,078	81,893	30,602	81,426
宮城	90,147	250,859	583,860	147,417	426,174
秋田	16,373	44,131	77,038	27,366	75,148
山形	15,956	44,848	74,969	25,483	72,848
福島	37,410	112,744	209,808	62,819	188,718
茨城	56,306	165,192	549,147	90,939	267,006
栃木	37,149	111,063	176,855	60,021	178,212
群馬	30,935	87,584	139,392	48,263	136,883
埼玉	134,206	402,893	1,401,031	220,851	663,186
千葉	107,267	305,239	1,563,379	178,271	514,397
東京都	242,864	660,436	3,329,891	386,635	1,062,045
神奈川県	158,949	463,231	2,386,161	260,740	762,261
新潟	37,032	94,147	233,315	63,056	161,337
富山	14,500	40,990	74,103	25,685	73,450
石川	17,912	43,852	81,725	32,164	79,252
福井	11,629	34,816	62,463	20,434	60,228
山梨	16,004	43,403	127,867	27,268	73,001
長野	27,487	82,433	151,043	44,534	131,428
岐阜	39,622	102,450	256,786	66,247	174,083
静岡	63,223	171,123	866,269	99,084	276,645
愛知	123,088	300,861	1,609,832	205,135	529,603
三重	26,382	66,582	337,029	42,664	110,793
滋賀	15,883	42,934	82,324	26,348	70,932
京都	41,714	124,159	299,508	67,421	202,765
大阪	132,385	404,152	1,381,291	208,120	639,790
兵庫	57,881	172,102	427,448	95,807	286,692
奈良	21,022	69,129	177,710	36,634	121,177
和歌山	14,154	37,965	198,585	23,687	64,214
鳥取	7,108	20,034	37,176	12,674	35,698
島根	6,298	16,231	30,019	10,929	29,118
岡山	22,358	65,818	134,113	38,687	114,284
広島	40,327	118,752	220,896	64,142	188,934
山口	18,080	51,047	91,362	30,614	87,031
徳島	9,705	24,643	104,564	17,359	43,617
香川	14,784	41,916	122,899	27,324	78,019
愛媛	18,231	48,134	182,342	33,310	87,837
高知	11,600	30,165	120,217	19,149	50,123
福岡	80,204	222,606	400,696	137,860	385,419
佐賀	9,390	27,669	50,690	16,378	47,887
長崎	12,749	34,675	59,840	21,582	58,916
熊本	37,465	103,355	186,079	65,191	180,817
大分	13,402	37,549	93,426	23,413	65,559
宮崎	18,552	51,074	123,923	31,749	87,896
鹿児島	28,399	71,085	123,918	47,151	119,574
沖縄	257	490	1,405	412	807
合 計	2,078,562	5,809,729	19,733,984	3,420,549	9,650,502

第10表 地震保険 保険期間別統計表〈平成26年度〉

保険期間別	新 契 約		
	件 数	保 険 金 額	保 険 料
		百万円	千円
1年	6,116,128	52,942,755	84,425,878
2年	1,130,523	1,813,924	4,998,161
3年	191,811	1,897,877	7,430,774
4年	12,050	136,262	796,104
5年	2,134,472	22,608,605	128,989,530
合 計	9,584,984	79,399,422	226,640,447

- ※1 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。
- ※2 「件数」は証券件数を表します。
- ※3 「期間」の「1年」には地震保険契約の中途付帯（1年未満）を含みます。

第11表 地震保険 保険金額別統計表〈平成26年度〉

新 契 約					
建 物			家 財		
保険金額別	件 数	保 険 金 額	保 険 金 額 別	件 数	保 険 金 額
		百万円			百万円
100万円まで	23,322	18,792	100万円まで	994,847	761,105
100万円超200万円まで	111,888	183,810	100万円超200万円まで	1,857,574	2,723,458
200万円超400万円まで	687,076	2,254,911	200万円超300万円まで	1,189,573	3,029,766
400万円超600万円まで	1,381,246	7,092,950	300万円超400万円まで	389,902	1,455,985
600万円超800万円まで	1,228,340	8,843,219	400万円超500万円まで	600,687	2,964,884
800万円超1,000万円まで	1,152,634	10,729,556	500万円超600万円まで	150,067	852,219
1,000万円超2,000万円まで	1,392,696	18,921,247	600万円超700万円まで	66,517	438,227
2,000万円超3,000万円まで	185,268	4,562,648	700万円超800万円まで	112,402	850,254
3,000万円超4,000万円まで	63,701	2,249,921	800万円超900万円まで	27,902	239,942
4,000万円超5,000万円まで	83,305	4,020,516	900万円超1,000万円まで	45,807	454,425
合 計	6,362,455	65,628,730	合 計	5,435,333	13,770,693

- ※1 「件数」は証券件数ではなく保険の対象の件数を表します。
- ※2 「合計」には、区分所有建物の共有部分一括契約を含みます。

第12表 地震保険 都道府県別付帯率の推移（平成26年度）

都道府県別	年度					年 平成26
	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	
	%	%	%	%	%	%
北海道	44.9	48.1	49.7	50.5	50.8	22.5
青森	48.5	55.0	57.7	59.4	60.8	19.2
岩手	44.6	56.7	61.4	64.0	65.3	20.5
宮城	68.7	81.1	83.5	85.2	85.3	50.8
秋田	51.4	59.8	63.2	65.7	67.3	19.2
山形	43.2	52.1	56.1	57.3	59.1	19.3
福島	40.1	58.1	64.8	67.0	68.7	26.8
茨城	41.6	52.5	57.4	59.9	60.3	27.0
栃木	40.2	50.4	55.4	58.0	60.5	25.2
群馬	35.0	43.7	47.8	50.1	52.6	19.0
埼玉	45.3	51.2	55.2	57.2	58.3	30.0
千葉	45.0	50.5	53.7	55.1	55.8	32.4
東京	45.5	50.7	53.9	55.1	56.0	35.6
神奈川	48.3	53.0	55.6	56.5	57.4	33.8
新潟	50.1	54.4	57.6	59.6	61.3	20.1
富山	38.7	44.7	47.5	48.9	50.3	19.5
石川	43.1	48.4	50.8	51.5	52.1	23.5
福井	43.3	48.8	52.1	54.5	56.4	24.2
山梨	52.5	58.5	61.6	63.3	65.8	29.0
長野	35.8	44.3	47.0	49.3	51.7	17.9
岐阜	62.0	66.9	68.8	70.7	72.3	32.5
静岡	51.6	57.4	59.5	60.8	61.8	29.0
愛知	64.6	68.3	69.5	70.5	71.2	38.7
三重	56.7	60.8	62.4	64.0	64.0	26.6
滋賀	42.7	47.8	50.3	52.7	54.3	25.3
京都	39.7	44.3	47.7	50.3	51.9	27.1
大阪	47.2	51.7	53.9	56.0	56.9	30.0
兵庫	41.0	45.9	48.4	51.6	53.1	24.5
奈良	49.3	54.3	58.0	60.0	61.1	27.1
和歌山	48.1	53.0	55.5	56.8	58.1	23.9
鳥取	49.6	55.1	57.8	60.4	62.3	21.9
島根	41.7	48.6	52.3	53.7	54.9	14.6
岡山	40.2	45.2	47.7	49.7	52.1	20.5
広島	55.6	59.7	61.6	62.9	64.7	28.0
山口	45.4	50.2	51.9	53.8	55.8	22.4
徳島	62.0	66.5	69.5	71.0	71.7	26.9
香川	52.3	57.7	60.4	63.0	64.4	29.0
愛媛	51.3	55.7	58.6	61.2	62.5	22.7
高知	75.9	79.5	81.7	83.3	83.3	24.6
福岡	53.5	57.7	59.8	61.3	62.8	32.0
佐賀	35.8	40.1	41.5	42.5	43.3	18.2
長崎	31.8	36.1	37.7	38.3	38.5	13.6
熊本	50.4	56.1	58.9	60.7	62.0	28.5
大分	48.0	54.3	57.2	59.9	61.4	22.1
宮崎	64.0	68.3	71.0	72.8	74.6	23.5
鹿児島	63.7	67.5	69.3	70.8	71.5	24.1
沖縄	45.0	50.3	50.9	51.5	51.5	14.0
合計	48.1	53.7	56.5	58.1	59.3	28.8

(参考)世帯加入率

第13表 地震保険 割引種類別統計表（平成26年度）

割引種類別	新 契 約			保 有	
	件 数	保 険 金 額 百万円	保 険 料 千円	件 数	保 険 金 額 百万円
割引なし	3,874,381	25,402,764	72,254,099	6,129,693	41,535,242
割引あり					
免震建築物	19,882	195,269	390,998	32,971	326,517
耐震等級3	230,483	3,306,645	6,626,636	459,565	6,381,974
耐震等級2	45,547	529,857	1,283,620	96,284	1,099,419
耐震等級1	97,973	719,112	2,224,436	186,150	1,355,697
耐震診断	7,957	76,486	326,022	13,771	140,999
建築年	5,308,761	49,169,289	143,534,637	9,571,048	92,586,387
合 計	9,584,984	79,399,422	226,640,447	16,489,482	143,426,235

※1 「保険料」は異動・解約にかかる保険料を加減していません。

※2 「件数」は証券件数を表します。

※1 付帯率は、当該年度中に契約された火災保険契約（住宅物件）に地震保険契約が付帯されている割合です。

※2 世帯加入率は、平成26年12月末時点で有効な地震保険保有証券件数を平成27年1月1日時点の住民基本台帳（総務省自治行政局公表、外国人含む）に基づく世帯数で除したものです。

3 関連情報

第14表 新設住宅の戸数

年度	新設住宅戸数 戸	指数
平成17	1,249,366	100
18	1,285,246	103
19	1,035,598	83
20	1,039,214	83
21	775,277	62
22	819,020	66
23	841,246	67
24	893,002	71
25	987,254	79
26	880,470	70

※1 新設住宅戸数は「建築着工統計調査報告」(国土交通省)によります。
 ※2 指数は、平成17年度を100としたものです。

第15表 住宅火災発生状況の推移

年(暦年)	出火件数		死者数		負傷者数	
	件数	指数	人数	指数	人数	指数
平成16	17,595	100	1,202	100	4,856	100
17	17,705	101	1,366	114	5,158	106
18	17,338	99	1,349	112	5,251	108
19	16,920	96	1,322	110	5,113	105
20	16,289	93	1,277	106	4,712	97
21	15,556	88	1,152	96	4,540	93
22	14,715	84	1,152	96	4,327	89
23	14,271	81	1,163	97	4,253	88
24	13,564	77	1,111	92	3,969	82
25	12,995	74	1,075	89	3,843	79

※1 出火件数、死者数および負傷者数は、「(1月~12月)における火災の状況(確定値)」(消防庁)によります。
 ※2 出火件数、死者数および負傷者数は、建物のうち一般住宅・共同住宅に対する件数または人数の合計です。
 ※3 指数は、平成16年を100としたものです。

第16表 集中豪雨の年間観測回数の推移

年(暦年)	1時間降水量が50mm以上		1時間降水量が80mm以上	
	観測回数	指数	観測回数	指数
昭和51	220	100	19	100
52	169	77	16	84
53	145	66	6	32
54	225	102	11	58
55	156	71	9	47
56	140	64	7	37
57	230	105	16	84
58	186	85	10	53
59	110	50	5	26
60	157	71	8	42
61	103	47	9	47
62	188	85	15	79
63	251	114	29	153
平成元	190	86	15	79
2	295	134	11	58
3	156	71	12	63
4	112	51	6	32
5	256	116	11	58
6	131	60	6	32
7	158	72	10	53
8	94	43	10	53
9	177	80	10	53
10	331	150	28	147
11	275	125	31	163
12	244	111	10	53
13	206	94	22	116
14	173	79	11	58
15	182	83	15	79
16	356	162	24	126
17	193	88	8	42
18	238	108	22	116
19	194	88	14	74
20	254	115	18	95
21	169	77	12	63
22	209	95	16	84
23	275	125	21	111
24	282	128	16	84
25	237	108	25	132
26	237	108	16	84

※1 集中豪雨の年間観測回数は気象庁ホームページによります。
 ※2 集中豪雨は、1時間降水量が50mm以上の大雨をいいます。
 ※3 指数は、昭和51年を100としたものです。